

【基本施策】

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
基本施策1 生きる支援につながるネットワークの強化										
(1) 自殺対策に関するネットワークを強化する										
1	松戸市自殺対策推進部会の開催 (R7より松戸市自殺対策推進会議)	市民団体や関係機関の委員により構成される審議会を開催し、自殺の現状や計画の進捗状況を共有し、今後の取り組みについて検討する	P.29	健康推進課		引き続き、警察、遺族支援団体、駅関係者の参考人を招聘する共に次年度以降の審議会の開催方法等について検討する。【開催 1回以上】	令和6年10月に開催。警察、遺族支援団体、駅関係者がオブザーバーとして参加し、松戸市の自殺の現状や計画の進捗を共有した。また、次年度から自殺対策に特化した新たな審議会を立ち上げることが決まった。	自殺対策を充実させるための新たな審議会を立ち上げることができ、会議の委員に自殺者や自殺未遂者に関わる現場の関係者を加えることができた。	◎	新たに立ち上げた「松戸市自殺対策推進会議」において委員を増員し、現場の声を反映させたより実効性のある取り組みを検討していく。【開催2回】
2	松戸市自殺対策庁内連携会議の開催	庁内の自殺対策計画構成課が参加し、自殺の現状や計画の進捗状況を庁内で共有する	P.29	健康推進課		昨年度同様、自殺の現状や各課の取り組みを共有し、庁内の連携促進を図る。【開催 1回以上】	令和6年7月に開催。庁内17の構成課が参加し、自殺の現状や各課の取り組みを共有した。	関係各課が計画の進捗状況について報告し、現状の共有ができた。	◎	昨年度同様、自殺の現状や各課の取り組みを共有し、庁内の連携促進を図る。【開催1回以上】
3	「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の作成	自殺対策に関する情報や相談窓口等についての情報をまとめた「松戸市いのち支える連携ガイドブック」を年1回作成し、関係部署、地域の様々な関係者に配布する	P.29	健康推進課		今年度も情報を更新したものを作成する。また、より多くの市民、関係機関等に配布するため、増刷する。【配付数 4,500部】	情報を更新したものを作成し、配布先を拡大して4,746部を配布した。	昨年度よりも多くの関係機関に配布することができた。	◎	今年度もガイドブックを作成し、多くの市民や関係機関に配布する。【配布数5,000部】
(2) 特定の分野に対する連携・ネットワークを強化する										
4	松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催	年1回、連絡会を開催し多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化する	P.29	消費生活課		年1回開催（2月）	年1回開催（1月）	対面方式にて開催。多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化することができた。	◎	年1回開催（2月）
5	いじめ防止対策委員会との連携	いじめ防止対策委員会を開催し、小中学校のいじめ問題に関して連携する	P.29	児童生徒課		必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催	いじめ防止対策委員会の定例会の開催（1回）	定例会にて、各委員より本市のいじめ防止の取り組みについてご意見をいただいた。	○	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催
6	高齢者虐待防止ネットワークとの連携	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化する	P.29	地域包括ケア推進課		令和5年度までの活動を踏まえ、相談先や通報先の周知啓発をより一層図るとともに、複合的な課題解決も含め、支援者間のネットワークを強化し効果的に支援を行うことのできる体制を整えていく。	地域個別支援会議にて、困難事例について地域でどのような支援ができるか検討し、支援につなげている。各地域包括支援センター毎に年に4回地域個別支援会議を実施し、取り組みを行っている。	前年度に続き、地域個別ケア会議、個別事例検討会等を通して虐待や困難ケースに関する様々な取り組みや知見を深めるとともに、他分野の支援者との連携・ネットワークを強化することに繋がった。地域住民に対し、地域包括支援センターが主体となり、認知症サポーター養成講座等をを通して、地域への働きかけもできている。	◎	2025年問題に入り、今後ますます高齢化が進む中で、8050問題等、対応事例も複雑化してきている。高齢分野以外の専門機関との連携を充実させ、包括的な支援に努める。
7	児童虐待防止ネットワーク関連機関での連携	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待やヤングケアラー等の早期発見対策、救済支援体制を強化する	P.29	こども家庭センター		【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にＳＯＳカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 ③市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催（市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催） 【ヤングケアラー支援】 ①令和6年4月よりヤングケアラーコーディネーター2名配置 ②令和6年4月よりヤングケアラー相談専用ダイヤルの設置 ③ヤングケアラー相談レターの配布	【会議等】 ①代表者会議：2回開催（6/6、2/6） ②実務者（運営）会議：2回開催（5/29、1/24） ③実務者（ケース進行管理）会議：12回開催（7/12、7/19、7/26、10/7、10/21、10/28、12/6、12/13、12/20、2/21、3/7、3/14） 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にＳＯＳカードの配布を実施（11/18～11/22） ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 ③松戸市公式YouTubeチャンネルにて子育て講演会の配信を実施（11/18～3/31配信） 【ヤングケアラー支援】 ①令和6年4月よりヤングケアラーコーディネーター2名を配置し、ヤングケアラーについての知識の醸成を図るための普及啓発や学校等関係機関と連携した支援体制の構築を目指した。 ②令和6年4月よりヤングケアラー相談専用ダイヤルを設置し、ヤングケアラー本人や関係機関からの相談を受け付けた。 ③ヤングケアラー相談レターを市内の小中高校78校へ配布した。	会議の中で関係機関・団体等の業務や新たな取組等を共有し、円滑な連携体制の強化を図った。また、継続した取り組みだけでなく、ヤングケアラー支援についても、普及啓発や関係機関等との支援体制の構築を目指し、取り組むことができた。	◎	【会議等】 ①代表者会議：2回 ②実務者（運営）会議：2回 ③実務者（ケース進行管理）会議：12回 【啓発活動】 ①市内の小中高の生徒にＳＯＳカードの配布 ②オレンジリボン・パープルリボンキャンペーンでの啓発活動の実施 （松戸まつり、市役所連絡通路での展示、子育て講演会の開催） 【ヤングケアラー支援】 ①ヤングケアラー相談レターの配布 ②ヤングケアラーアンケートの実施 ③ヤングケアラーリーフレットの作成、配布 ④関係機関等向けの研修会の実施
8	松戸市障害者虐待防止ネットワーク、松戸市地域自立支援協議会との連携	障害者の権利擁護の普及啓発に取り組み、障害分野の機関との連携を図る	P.30	障害福祉課		実施を継続	・松戸市障害者虐待防止ネットワーク 1回開催 ・松戸市地域自立支援協議会 2回開催	定期的にネットワークを開催することで、取り組みの共有、進捗管理について見直しも含めながら、話し合えている。	◎	実施を継続
9	福祉相談機関連絡会の開催	地域共生社会の実現に向けた取り組みの一環として、各分野の相談支援を担う機関の連携を図る	P.30	地域包括ケア推進課		令和5年度までの活動を踏まえ、関係機関の役割をはじめとした情報共有の機会を確保することにより、複合的な課題を抱えた世帯を包括的に支援できる体制の充実を図る。	障害、児童、生活困窮、外国人等複合的な課題を抱えた世帯に対し、それぞれの専門機関と連携し、地域包括支援センターが中心的な窓口となり支援を行った。	それぞれの専門機関が個別に支援するのではなく、情報集約を地域包括支援センターで行い、切れ目のない支援に務めた。	◎	複雑化する問題について、地域個別ケア会議等で各専門機関、専門職との連携強化に努める。
(3) 関係機関との連携を強化する										
10	千葉県自殺対策推進センターや千葉県松戸保健所との連携	個別の事例対応や、事業の推進について助言や協力を得る	P.30	健康推進課		引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。	自殺対策推進部会や連携ガイドブックの作成・配布により、情報共有や意見交換を行った。	会議や連携ガイドブックの作成等を通して、必要時に連携をとることができた。	◎	引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。
11	医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携を強化	会議や事業等を通じて情報共有を行い、連携を図る	P.30	健康推進課		引き続き、会議や事業等を通じて情報共有を行い、連携を図る。	自殺対策推進部会等の会議において、情報共有や意見交換を行った。また、連携ガイドブックの配布を通して事業や相談窓口の周知を行った。	会議、事業の周知、連携ガイドブックの配布等を通して連携をとることができた。	◎	引き続き、会議や事業等を通じて情報共有を行い、連携を図る。

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
12	市内医療機関との連携	個別ケース支援や、連携ガイドブックへの掲載、配布を通じて、情報を共有し連携を図る	P.30	健康推進課		引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。	連携ガイドブックの配布等により、事業や相談窓口の周知を行った。	事業の周知や連携ガイドブックの配布等が連携に役立った。	◎	引き続き、連携ガイドブックや事業を通じて情報共有を行うとともに、個別のケース支援を通じて連携を強化する。
13		会議やカンファレンスを通じて医療機関との連携を深める	P.30	こども家庭センター 母子保健担当室		産科医療機関との懇談会を年1回、母子保健連絡協議会を年1～2回実施	産科医療機関との懇談会については、6医療機関（市内3、市外3）、千葉県助産師会より、13名が参加した。母子保健連絡協議会を年1回実施した。	産科医療機関との懇談会を通して、妊産婦健診や妊産婦支援等について情報共有を行うことができた。母子保健連絡協議会は1回、会場およびリモートで実施し、医療機関と連携を深めることができた。	◎	産科医療機関との懇談会を年1回、母子保健連絡協議会を年1～2回実施
14		地域ケア会議や研修会を実施するほか、地域サポート医や在宅医療・介護連携支援センターと連携し支援を行う	P.30	地域包括ケア推進課		令和5年度の活動を継続する。各種会議や研修等を通じ、地域サポート医をはじめとする市内医療機関との連携を深め、支援体制を強化していく。	市内医療機関と連携を図りながら実施した。医療が必要と考えられるが、病識のない方、病識があるが受診拒否や受診中断が見られる方に対して、地域ごとに配置された地域サポート医や在宅医療・介護連携支援センターと連携し課題解決に務めた。	地域サポート医、訪問診療所、訪問看護や在宅医療・介護連携支援センターやかかりつけ医と連携しながら実施している。	◎	令和6年度の活動を継続する。各種会議や研修等を通じ、地域サポート医をはじめとする市内医療機関との連携を深め、支援体制を強化していく。
15		相談を受け、各医療機関への受診や入院へと繋ぐ対応・支援を実施する	P.30	障害福祉課		実施を継続	ケースワークにおける相談、会議の出席等の個々の連携及びその他医療費の助成、申請等の医療機関による問い合わせ等対応を実施。	日々の業務において実施	○	実施を継続
16		必要に応じて嘱託医との相談や、医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行う	P.30	生活支援課		実施を継続	個々の生活保護CWが必要に応じて嘱託医との相談や医療機関との連携を行い、被保護者の支援を行っている。	各CWが必要に応じ、嘱託医への相談や松戸市在宅医療・介護連携支援センター等の外部機関と連携を行い、被保護者世帯を適切な医療機関へ受診させた。	◎	実施を継続

基本施策2 自殺対策を支える人材の育成

(1) 様々な職種を対象とする研修を実施する

17	松戸市職員を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	市職員を対象にゲートキーパー養成研修を開催する	P.31	健康推進課		引き続き、市職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】	外部講師を招き、市職員を対象としたロールプレイを取り入れたゲートキーパー養成研修を2回実施し、103人が受講した。	ロールプレイを取り入れたことで参加者の学びが深まったと感じた。	◎	引き続き、市職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】
18	松戸市の事業に係る関係者等を対象とするゲートキーパー養成研修の実施	松戸市の事業に係る関係者および市民と接する機会の多い職種、関係者を対象とするゲートキーパー養成研修を実施する	P.31	健康推進課		引き続き、民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】	外部講師を招き、民生委員児童委員を対象とした演習を取り入れたゲートキーパー養成研修を2回実施し、97人が受講した。	演習を取り入れたことで参加者の理解が深まったと感じた。	◎	引き続き、民生委員・児童委員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】
19	自殺未遂者等対応研修の実施	関係機関等を対象に、自殺未遂者等への対応についての研修を実施する	P.31	健康推進課		関係機関等にアンケート等を実施し、研修内容について検討を進める。	関係機関等にアンケートを実施し、希望する研修内容を確認することができた。	支援する対象の特性により、研修に求めるものが異なっていたが、自殺未遂者等への対応が学べる機会が必要と感じた。	○	自殺未遂者等への対応について支援者が学ぶ機会を提供する。

(2) 市民を対象とする研修を実施する

20	市民がゲートキーパー等について学ぶ機会の提供	市民に対し、ゲートキーパー等について学ぶ機会を提供する	P.31	健康推進課		市内団体に対するゲートキーパー養成研修を実施する。【2回開催】併せて、個人向けの講座として、市ホームページでのゲートキーパー養成研修動画も継続していく。	市内団体への研修の機会はなかったが、ホームページでの掲載は継続して行った。	市内団体からの要望がないと実施は難しい。	△	市民がゲートキーパーについて学ぶ機会の提供方法について検討する。
----	------------------------	-----------------------------	------	-------	--	--	---------------------------------------	----------------------	---	----------------------------------

(3) 学校教育に関わる人を対象とする研修を実施する

21	学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施	小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する	P.31	健康推進課		児童生徒課と連携し、教職員向けのゲートキーパー養成研修を実施する【1回開催】併せて、市ホームページのゲートキーパー養成研修動画を周知する。	児童生徒課主催の生徒指導主任者研修においてゲートキーパー養成研修を実施し、63名が参加した。	小中学校教職員を対象として研修が実施できたことは有意義であった。	◎	学校関係者に対して継続してゲートキーパー養成研修を実施できる方法について検討する。
----	-------------------------	-------------------------------	------	-------	--	---	--	----------------------------------	---	---

基本施策3 市民への啓発と周知

(1) こころの健康等に関する周知啓発を実施する

22	メンタルチェックシステムやこころの健康等に関する周知	様々な媒体を用いて、メンタルチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を行う	P.32	健康推進課		こころの体温計（啓発チラシ）等の配布、対面で研修・健康教育をする機会において、メンタルヘルスチェックシステム周知する。 【こころの体温計年間アクセス数：60,000件以上】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を実施。 チラシ配布数：7,449枚 こころの体温計年間アクセス数：63,119件	継続した周知により計画目標としているアクセス数を達成することが出来た。	◎	こころの体温計（啓発チラシ）等の配布、健康教育等対面での機会においてメンタルヘルスチェックシステム周知する。 【こころの体温計年間アクセス数：60,000件以上】
23	自殺予防週間、自殺対策強化月間等の啓発活動を実施	自殺予防週間（9月）、自殺対策強化月間（3月）に広報誌やホームページ、SNS等を通じて啓発を行う	P.32	健康推進課		自殺予防週間、自殺対策強化月間等に広報誌やSNS等を通じた啓発を行う。 【広報誌、SNSにおける啓発：8回以上】	自殺予防週間や自殺対策強化月間等の啓発を実施。 市役所本庁舎連絡通路スペースにてパネルやパンフレット・ポスターの掲示：2回 SNS、広報誌等での周知：11回 こころの体温計年間アクセス数：63,119件	自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせ、広報誌やSNSを用いた啓発を行い、継続的な周知を行うことができた。	◎	自殺予防週間、自殺対策強化月間等に合わせ、広報誌やSNS等を通じた啓発を行う。 【広報誌、SNSにおける啓発：8回以上】
24	市民向け講演会の開催	外部講師を招き、年1回こころの健康づくり講演会を実施する	P.32	健康推進課		市民向け講演会を実施する。 【1回開催、アンケートより講演会内容を理解できた/まあ理解できたと回答した割合80%以上】	こころの健康づくり講演会を実施。 テーマ「認知行動療法から学ぶあれもこれも考えすぎ・気にしすぎて疲れてしまう“思考のクセ”を見つめ直すコツ」 アンケートより「講演会内容を理解できた/まあ理解できた」と回答した割合：96.2%	市民のニーズに合わせた講演会を実施し、多くの方に内容を理解していただくことが出来た。	◎	市民向け講演会を実施する。 【1回開催、アンケートより講演会内容を理解できた/まあ理解できたと回答した割合80%以上】

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
(2) 市民が様々な相談を受けられるようにする										
25	様々な相談に対応した「生きる支援相談窓口」による相談支援	専門職による生きづらさや悩みについての相談窓口を設置し、相談支援を実施する	P.32	健康推進課		相談件数の増加に伴い、継続支援者等に関して、相談員が対応に苦慮することや精神的負担を感じることも増えていることから、スーパーバイズの仕組みを整え、相談体制の安定を図る。【スーパーバイズの実施 年1回以上】	いのちの電話の相談員を招き、スーパーバイズを2回実施した。2回目は相談業務に当たる他課の相談員もオブザーバーとして参加した。	相談員が業務の中で感じる疑問や悩み、不安に対して助言をもらうことができ、精神的負担の軽減につながった。	◎	引き続き、スーパーバイズを実施し、相談員の精神的負担の軽減を図り、相談支援を充実させる。
26	ゆうまつどこころの相談における相談支援	生きづらさや悩みを抱えている方に対し、カウンセラーが悩みを聴き、自分の問題を整理して解決に向かえるよう支援する	P.32	男女共同参画課		事業を継続	女性相談（第1～第4週の月・木曜）、男性相談（第1・第3週の日曜）を実施した。 女性相談：延べ408人（面接相談307人、電話相談101人） 男性相談：延べ55人	生き方、家族関係、夫婦関係、精神保健などに悩みを抱える人に対して、専門のカウンセラーによる相談を行うことができた。	◎	事業を継続
27	民間団体と連携した相談体制の充実	国の補助を受けSNS相談等を実施する「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携し、相談に対応する	P.32	健康推進課		「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と定期的に情報共有、意見交換を行う。また、ライフリンクの相談を利用した市民で、継続的な支援が必要な場合は、同意を得てつなぎ支援を実施する。【意見交換の実施 年1回以上】	意見交換会に1回参加し、ライフリンクや他自治体との情報共有を行った。つなぎ支援は4件実施した。	相談対応を充実させるために、定期的な意見交換・情報共有の機会が必要である。	◎	「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と定期的に情報共有、意見交換を行う。また、ライフリンクの相談を利用した市民で、継続的な支援が必要な場合は、同意を得てつなぎ支援を実施する。【意見交換の実施 年1回以上】
28	相談窓口情報等のわかりやすい発信	様々な媒体を用いて、市や関係機関の相談窓口を市民、関係者に周知する	P.32	健康推進課		連携ガイドブックについては、より多くの市民、関係機関等に配布するため、増刷する。【配付数 4,500部】	「松戸市いのちを支える連携ガイドブック（令和6年度版）」を作成し、民生委員児童委員や町会・自治会長、小中学校・市立高等学校等、1441カ所に4,746部配布した。	計画配布数を上回る実績となり、より多くの市民や関係機関に相談窓口の情報提供ができた。	◎	連携ガイドブックの配布を継続し、市民や関係機関に相談窓口の周知を行う。
(3) 生きる支援に関する情報を発信する										
29	既存の情報誌などへの生きる支援に関する情報の掲載	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信するほか、動画をホームページで提供する	P.32	広報広聴課		継続して各課の依頼に応じて情報の発信を行う。各課がより動画を制作しやすい環境を整える。	・各課の依頼に応じて情報の発信。 ・各課がより動画を制作しやすいよう、細かい質問なども 真摯に回答することで担当者が困ることなく製作できる環境を整えた。	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信できた。また、各課の動画製作時の疑問に迅速に対応することができた。	◎	・継続して各課の依頼に応じて情報の発信を行う。 ・各課がより動画を制作しやすい環境を整える。
基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実										
(1) 自殺未遂者等を適切な支援につなげる										
30	相談窓口における自殺未遂者等の支援	相談者で自殺未遂や自傷行為があるケースについて、必要時医療機関、関係機関等と連携し対応する	P.33	健康推進課		引き続き「生きる支援相談窓口」において、自傷行為、自殺未遂歴がある相談者に対応する。	「生きる支援相談窓口」において、自傷行為や自殺未遂歴がある相談者に対応した件数：17件	自傷行為・自殺未遂歴がある相談者の話を聞き、関係機関と連携し対応することができた。	◎	引き続き「生きる支援相談窓口」において、自傷行為・自殺未遂歴がある相談者に対応する。
31	「連携自治体アカウントカード」の配付	「ライフリンク」のSNS相談につながるカードを、自殺未遂者など、自殺リスクが高いと考えられる市民に、関係機関等を通じて配付する	P.33	健康推進課		「連携自治体アカウントカード」を必要な市民に配布できるよう、ゲートキーパー養成研修などを通じて周知を強化する。【カード配布枚数：2,000枚以上】	連携自治体アカウントカードを関係機関等に4,850枚配布した。	関係機関等の連携により実施できている。	◎	より自殺のリスクが高い対象にターゲットを絞って、連携自治体アカウントカードを配布する。
32	自殺未遂者等対応研修の実施【再掲】	関係機関等を対象に、自殺未遂者等への対応について研修を実施する	P.33	健康推進課	○					
基本施策5 自死遺族等への支援の充実										
(1) 遺された人を適切な支援につなげる										
33	自死遺族支援を行う関係機関との連携	自死遺族を支援する関係機関、民間団体と会議等を通じて連携し、必要な取組について意見を頂く	P.34	健康推進課		令和5年度も、自殺対策推進部会に遺族支援団体の参考人を招聘する。	自殺対策推進部会に「千葉いのちの電話」や「認定NPO法人千葉県東葛地区・生と死を考える会」等、自死遺族支援を行っている団体に参加し、意見を聞くことができた。	自死遺族支援を行っている団体とつながりを持つことができたが、今後は連携の強化が課題である。	○	自死遺族支援団体との情報共有や意見交換を実施する。
34	遺族等に対する必要な情報の発信	自死遺族を対象とするわかちあいの会や相談事業等について、チラシ、連携ガイドブック、ホームページ等で周知を行う	P.34	健康推進課		自死遺族を対象とするわかちあいの会や相談事業等について、連携ガイドブックや相談窓口チラシに掲載するほか、市民課発行のおくやみハンドブックにも情報を掲載する。	自死遺族を対象とするわかちあいの会や相談事業等について、連携ガイドブックや相談窓口チラシ、市民課発行のおくやみハンドブックに情報を掲載した。	自死遺族が必要とする情報を届けることができるよう周知に工夫が必要である。	◎	自死遺族等を対象とした相談事業等について新たにホームページに掲載する。
基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育										
(1) SOSの出し方に関する教育を推進する										
35	小中学生へのSOSの出し方に関する教育	千葉県より配付の関連資料等を各学校に周知する	P.35	児童生徒課		各学校にて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談担当教員の周知	案内チラシの作成配付、HPに掲載するなど、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談を周知した。	案内チラシやホームページ等を通じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談について、周知することができた。	○	各学校にて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談担当教員の周知
36	児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布	市内の中学生にこころの健康と相談先に関するクリアファイルを配布する	P.35	健康推進課		啓発物を用いて市内中学・高校生へこころの健康と相談先に関する周知を行う。	こころの健康と相談先に関するクリアファイルを市内公立中学校1年生及び、市内全私立公立高校1年生へ配布。	市内中学・高校生へこころの健康と相談先の周知を行うことが出来た。	◎	啓発物や保健室だよりを活用し、市内小中高校生へのこころの健康や相談先に関する周知を行う。
(2) 子どものSOSを受け止められる体制を整備する										
37	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施する	P.35	児童生徒課		心理相談員2ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW5ヶ所（拠点型4ヶ所、派遣型1か所）配置。児童生徒に寄り添った支援・相談業務をし、体制の強化にも努める。	心理相談員2ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW5ヶ所（拠点型4ヶ所、派遣型1か所）配置、相談・支援にあたった。	悩みを抱える児童生徒・保護者に対し、継続的な支援をすることができた。SSW事業は、学校からの依頼・相談に幅広く対応することができた	○	心理相談員2ヶ所、訪問相談員2ヶ所、SSW5ヶ所（拠点巡回型5か所）配置。児童生徒に寄り添った支援・相談業務をし、体制の強化にも努める。
38	学校関係者に対するゲートキーパー養成研修の実施【再掲】	小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施する	P.35	健康推進課	○					

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7

【重点施策】

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進										
(1) 生活困窮に陥った人を対象とする相談支援を実施する										
1	松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	生活困窮者を対象として、支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行う	P.36	福祉政策課 地域福祉担当室		実施を継続	令和6年度の新規相談受付件数853件、月平均71.1件。	広報まつど等を活用して事業の周知活動を継続し、生活困窮者等に対して相談支援を行うことができた。	◎	実施を継続
2	生活保護による最低限度の生活の保障と自立の助長	専門の面接相談員を配置し、生活保護の相談やその他の生活相談に訪れた者に適切な対応を行う	P.36	生活支援課		実施を継続	令和6年度相談総件数3019件。	相談者に対して適切に対応できている。 また、面接相談員についても適切に配置している。	◎	実施を継続。
3	母子・父子自立支援プログラムの策定	自立支援プログラム策定員が自立支援計画書を策定し、自立・就労支援を実施する	P.36	子ども未来応援課		実施を継続	策定数 41名（R5年度 37名） 就職・転職・増収者 36名（R5年度 51名）	前年に比べ、プログラム策定者数を増やすことができた。	○	実施を継続
(2) 生活困窮に陥った人を対象とする居場所づくり・生活支援を実施する										
4	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・居場所の提供	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	P.36	子ども未来応援課		実施を継続	市内6か所会場開設	前年度に引き続き、対象児童生徒らに学習の機会や居場所の提供を行った。	◎	実施を継続
5	ひとり親家庭等に対する手当の支給	ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭を対象に手当を支給する	P.36	子ども未来応援課 児童給付担当室		実施を継続	①父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る。 ②父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する。 ③ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の自己負担金の一部又は全部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
6	生活保護受給者の健康診査の実施	生活保護受給者を対象とする健康診査を行う	P.36	健康推進課		引き続き、「被保険者健康管理支援事業」を実施している生活支援課との連携により周知を図る。	通年で実施した（受診者数830名）	前年度より微増（前年比4.5%増）	○	引き続き、「被保険者健康管理支援事業」を実施している生活支援課との連携により周知を図る。
(3) 多重債務問題等に関する支援を実施する										
7	松戸市消費生活センターにおける相談支援	多重債務の問題を抱える相談者に対し、専門の機関を紹介する	P.37	消費生活課		多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介する。	多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介した。	多重債務の問題を抱える相談者に対し、専門の機関を紹介し、問題解決に向けた助言をすることができた。	◎	多重債務の相談者に対し、専門の機関を紹介する。
8	消費者問題無料相談会の実施	東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部と共同で無料相談会を開催する	P.37	消費生活課		年2回実施（5月、11月）	年2回開催（5月、11月）	東葛6市で弁護士による相談会を実施し、東葛6市及び千葉県弁護士会松戸支部との連携を図ることができた。	◎	年2回実施（5月、11月）
9	松戸市多重債務問題対策庁内連絡会の開催【再掲】	年1回、連絡会を開催し多重債務問題に対する連携、ネットワークを強化する	P.37	消費生活課	○					
重点施策2 高齢者の自殺対策の推進										
(1) 高齢者とその周囲の人の包括的な支援を実施する										
10	地域包括支援センターにおける高齢者や家族、支援者の相談支援	市内15か所の日常生活圏域ごとに設置している各地域包括支援センターにて、高齢者や家族、支援者の相談支援を行う	P.38	地域包括ケア推進課		地域住民に対して相談支援を継続して実施できるように取り組んでいく。	住民に身近な地域である日常生活圏域ごと(市内15か所)に設置している地域包括支援センターにて相談支援を包括的に実施し、必要に応じて関係機関との連携を図った。 高齢者または親族からの相談件数：128,718件 高齢者または親族以外の機関からの相談件数：132,856件	高齢者または親族以外からの相談も増加傾向であり、地域包括支援センターの認知度が高いことがうかがえる。	◎	地域住民や関係機関からの相談を継続できるよう引き続き取り組んでいく。
11	福祉に関する困り事について専門職が行う相談（福祉まると相談窓口）の実施	「どこに相談したらよいかわからない」「相談が多岐に渡る」等の福祉の相談を受け、的確な支援機関に繋ぐなどの支援を行う	P.38	地域包括ケア推進課		重層的支援体制整備事業の実施もふまえ、複合課題に対応できる支援機関のネットワークの活用と相談業務のスキルアップを進めていく。 また、3圏域で実施していた相談窓口を市役所に集約。日常生活圏域毎にある市内15か所の地域包括支援センターにおいて、福祉まると相談窓口にオンライン接続できる体制を構築し、住民が身近に相談できるようにする。	分野を問わない福祉まると相談窓口を中心に、様々な相談に対応している。令和6年度は、1950件の新規相談に対応している。	様々な相談機関があり、相談すべき先がわからない相談者に対して、アセスメントを行い、適切な専門機関へつなげることができた。	◎	福祉まると相談窓口のほか、各地域包括支援センターとも連携し、困ったら住民が相談できる場所として、引き続き周知していく。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7

	取組項目	取組内容	計画書ページ	担当課	再掲	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
12	基幹型地域包括支援センターにおける地域包括支援センターの後方支援、総合調整	ネットワーク・連携体制の構築に向け、各地域包括支援センターへの後方支援、総合調整を行う	P.38	地域包括ケア推進課		地域包括支援センター間や他分野の支援機関も含め、ネットワークの強化と連携を推進していく。	高齢者虐待事例、支援困難事例等、地域包括支援センターからの相談を受け助言や同行支援を行うほか、定期的に相談事例を共有し、支援の進捗状況を確認した。重層的支援体制整備事業の開始に伴い、属性を問わない相談窓口としての機能強化も求められる中、他分野の支援機関とも連携を図り効果的な支援が行えるよう、ネットワーク強化に努めた。月1回のセンター長会議や地域包括支援センターの事業評価においては、他センターの好事例等を共有する機会を設け、ノウハウの共有を行った。	困難事例について、当該が中心となり庁内関係機関や他専門機関と連携し、情報集約等行い、地域包括支援センターの後方支援を行った。	◎	地域包括支援センターに寄せられる相談が複雑化していることがうかがえることから、各機関とのネットワーク・連携体制の構築に向け、各地域包括支援センターへの後方支援、総合調整を引き続き行っていく。
13	松戸市高齢者虐待防止ネットワーク事業【再掲】	高齢者虐待の予防と早期発見、早期対応、再発防止に向け、関係機関および団体が役割を明確化し、連携を強化する	P.38	地域包括ケア推進課	○					
14	認知症の本人・家族の支援	認知症の人やその家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、普及啓発や、地域の見守りを推進する	P.38	高齢者支援課		・アルツハイマー月間や松戸まつり等のイベントにおいて、認知症の普及啓発活動。また、企業と連携した普及啓発の展開。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用。 ・医療・介護等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し認知症対策を推進する ・幅広い世代や小売店等の企業に向けた認知症サポーター養成講座の実施。 ・地域の見守りを推進するための、徘徊高齢者の声かけ訓練の実施	・アルツハイマー月間や松戸まつり等のイベントにおいて、認知症の普及啓発活動を実施した。 ・まつど認知症予防プロジェクト 新規49件実施した。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用した。 ・医療・介護・法律等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し、行政と連携して認知症対策を推進した。 ・認知症サポーター養成講座 95回 2078名実施した。	・各イベントを通して、認知症の正しい理解や相談窓口等の普及啓発ができた。「まつど認知症予防プロジェクト」の実施により、認知症の早期発見・早期対応につながった。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用することにより、相談先を知ることができたり、早い気づきになった。 ・医療・介護等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し、行政と連携して認知症対策を推進することができた。 ・幅広い世代や小売店等の企業に向けた認知症サポーター養成講座の実施。 ・地域の見守りを推進するためのオレンジ協力員増員に向けた取り組み ・本人ミーティングの実施、結果、ノウハウの共有	◎	・アルツハイマー月間や市内イベントにおいて、認知症の普及啓発活動。また、企業と連携した普及啓発の展開。 ・早期発見のツールとなる認知症簡易チェックサイトを周知・活用。 ・医療・介護等の専門職や認知症の人と家族の会等を委員とする認知症研究会を開催し認知症対策を推進する。 ・幅広い世代や小売店等の企業に向けた認知症サポーター養成講座の実施。 ・地域の見守りを推進するためのオレンジ協力員増員に向けた取り組み ・本人ミーティングの実施、結果、ノウハウの共有
(2) 高齢者の社会参加を推進し、孤独・孤立を予防する										
15	高齢者の居場所づくり	地域の方々がグループを作り、自主的・主体的に運営して定期的に活動する場の立ち上げ・運営のための支援を行う	P.38	高齢者支援課		本市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の目標に則り、事業の周知・普及啓発、新規団体の開設や運営のための支援など、グループがより活動しやすくなるための多様な支援を実施。また、オンラインでの通いの場の活動についても引き続き支援し、高齢者の介護予防の推進を図る。	住民主体の通いの場「元気応援くらぶ」を、令和6年度の公募により11グループを追加した。令和7年3月末日現在で96グループが登録している。	第1期計画の目標値であった100グループの達成が近づいている等、団体数は順調に増加している。	◎	引き続き、第1期計画での目標値であった100グループの達成に向け、都市型介護予防モデル「松戸プロジェクト」等による運営支援等を行うほか、事業の周知・普及啓発を行う等、グループがより活動しやすくなるための多様な支援を実施していく。
16	高齢者社会参加促進業務（高年齢・中高年向け再雇用促進セミナー）	雇用環境の厳しい定年退職前後の高年齢者・中高年に向けてのセミナーを実施する	P.38	高齢者支援課		令和6年8月と令和7年2月に雇用環境の厳しい定年退職前後の高年齢者・中高年に向けてのセミナーを開催する。	令和6年8月と令和7年2月に計2回開催することができた。 また、より一層の就職意識向上のため、各回ともセミナーと併せて高年齢者・中高年向けの求人募集のある企業説明会も行うことができた。	令和5年度は第2回開催時のみであったが、令和6年度においては各回ともセミナーと併せて企業説明会を開催することができた。	◎	令和7年8月と令和8年2月に雇用環境の厳しい定年退職前後の高年齢者・中高年に向けてのセミナーを開催する。
17	フレイル予防事業における啓発	フレイル予防の3つのポイントとして、食事・運動・社会参加が重要であることを周知する	P.38	健康推進課		事業の実施を継続	高齢者の通いの場等へ積極的に関与し、フレイル予防について周知した。（延3286人）	フレイル予防のポイントを周知できた	◎	事業の実施を継続
18	介護予防把握事業	介護(要支援)認定等を受けていない高齢者にアンケートを実施し、状況や希望に応じて、民生委員等による見守りを実施する	P.38	高齢者支援課		2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、一般高齢者のうち65、75歳到達者にそれぞれアンケート調査を実施。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センター職員による見守りを実施していく。	2025年までの全高齢者の実態把握を目指し、アンケート調査や見守りの実施を行うことができた。	2025年までの全高齢者の実態把握を目指し、アンケート調査や見守りの実施を行うことができた。アンケートの回収率は65歳到達者で71.3%、75歳到達者で96.2%と高い数字を維持することができた。	◎	2025年までに全ての高齢者の実態を把握するため、一般高齢者のうち65、75歳到達者にそれぞれアンケート調査を実施。対象者の状況や希望に応じて、民生委員や地域包括支援センターによる見守りを実施していく。
重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進										
(1) 勤務問題に関わる相談支援を実施する										
19	社会保険労務士による労働相談の実施	賃金問題、採用・解雇等の問題を抱えた人に社会保険労務士による労働相談を実施する	P.39	商工振興課		社会保険労務士による労働相談の実施	労働相談の相談件数 年間139件	計画通り実施	◎	社会保険労務士による労働相談の実施
20	障害者就労支援事業の実施	障害を持つ方を対象とした就労相談や就労後の定着支援の実施と工賃向上支援を行う	P.39	障害福祉課		継続実施	就労支援に関わる事業所職員を対象に就労定着支援の研修会を開催	定着支援研修会 19事業所 26名参加	◎	継続実施
(2) 勤務・経営者に、こころの健康や相談先に関する周知啓発を実施する										
21	労働者が日常的に利用する場での周知啓発	公共施設やスーパーマーケット、薬局、市内の駅などにおいて、こころの健康に関する啓発や相談先の周知を行う	P.39	健康推進課		関係機関と連携したこころの健康に関する啓発を継続する。 【こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】	商工会議所やハローワークと連携しこころの健康に関する啓発を実施。 こころの健康づくり講演会チラシと合わせた町内掲示板を活用したこころの体温計の周知。 こころの体温計年間アクセス数：63,119件	関係機関と連携しこころの健康に関する啓発を行うことが出来た。	◎	関係機関と連携したこころの健康に関する啓発を継続する。 【こころの体温計年間アクセス数60,000件以上】
22	市内の企業経営者・従業員等に対する周知啓発	市内の企業経営者・従業員等に対するゲートキーパー養成研修やこころの健康づくりについての普及啓発を実施する	P.39	健康推進課		関係機関と連携した、こころの健康に関する啓発を継続する。ゲートキーパー養成研修や啓発物の配布先の拡大について検討する。	企業経営者や従業員等へのゲートキーパー養成研修については実施なし。	企業経営者や従業員に対する講座の実施は困難。研修ではない形での啓発方法の検討が必要。	×	商工会議所と連携し、企業経営者や従業員等へゲートキーパーについて周知する方法を検討する
23	勤務・経営問題の関係機関と連携した周知啓発	勤務・経営問題を支援する関係機関等と連携し、周知啓発を実施する	P.39	健康推進課		ゲートキーパー養成研修や啓発物を活用し、周知啓発先を拡大できないか検討する。	ゲートキーパー養成研修による啓発については実施なし。	ゲートキーパー養成研修よりも、相談先として「生きる支援相談窓口」の周知を強化した方がよい。	×	商工会議所や企業会等との連携による周知啓発方法を検討する。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進										
(1) いじめを苦にした子どもの自殺を予防する										
24	学校におけるいじめ対策の実施	いじめ防止対策委員会の開催、いじめ問題対応マニュアルの作成、いじめ防止プログラムを作成する	P.40	児童生徒課		必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催 いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの必要に応じた改訂と配付及び内容の周知	いじめ防止対策委員会の開催（定例会1回）。いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの周知。松戸市いじめ防止基本方針を策定。	いじめ防止対策委員会の諮問会の実施はなく定例会を開催。 いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの活用について、松戸市立小中学校へ周知できた。松戸市いじめ防止基本方針をパブリックコメントを実施し策定した。	○	必要に応じたいじめ防止対策委員会の開催。 いじめ問題対応マニュアル、いじめ防止プログラムの必要に応じた改訂と配付及び内容の周知。 松戸市いじめ防止基本方針の松戸市立小中学校への周知・活用促進。
25	児童生徒への相談先の周知	市内小中学校の児童生徒にいじめ相談カードを配布する	P.40	児童生徒課		年1回、松戸市立小中学校への配付	年1回、松戸市立小中学校への配付	松戸市立小中学校への配付により、相談電話への入電があり、子どもや保護者の悩みに対応できた。	○	年1回、松戸市立小中学校への配付
26	いじめ相談窓口の設置	これまでの教育委員会での取り組みに加え、市長部局にもいじめ相談窓口を設置し、市全体として相談者に寄り添った解決を目指す	P.40	こども家庭センターいじめ相談担当室		いじめ相談担当室として組織化し、「子どもSOS相談」窓口を開設。窓口の周知を図り、関係部署連携のもと、市全体としていじめ問題に対応していく。	いじめ相談担当室として組織化し、「子どもSOS相談」窓口を開設。窓口の周知を図り、関係部署連携のもと、市全体としていじめ問題に対応した。	相談者の意向に沿って関係機関などに情報提供を行い、連携して相談対応を行うことができた。	◎	いじめ相談担当室として組織化し、「子どもSOS相談」窓口を開設。窓口の周知を図り、関係部署連携のもと、市全体としていじめ問題に対応していく。こども家庭センター内設置に伴い、児童相談などの支援に円滑につながることを目指す。
(2) 学生・生徒への支援を充実する										
27	小中学校への心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーの配置【再掲】	心理相談員、訪問相談員、スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒に寄り添った支援・相談業務を実施する	P.40	児童生徒課	○					
28	豊かな人間関係づくりプログラムの作成・実施	各学校が学級運営の実態に応じた「豊かな人間関係づくりプログラム」を作成・実施する	P.40	児童生徒課		改訂版の作成。松戸市立小中学校へ改訂版の作成・配付。	松戸市立小中学校へ活用の周知	松戸市立小中学校へ活用の周知。これにより、松戸市立小中学校における児童生徒の人間関係づくりの一助となった。	○	引き続き松戸市立小中学校へ改訂版を周知し、活用を促進していく。
29	児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布【再掲】	市内の中高生にこころの健康と相談先に関するクリアファイルを配布する	P.40	健康推進課	○					
(3) 子ども・若者への支援を充実する										
30	子ども・若者の居場所づくり	自主的な活動、体験、悩みの相談（来所・電話・SNS）を提供する居場所づくりを推進する	P.41	子ども居場所課		子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所の検討を行うとともに、既存施設の拡充を図る。	子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所を検討したところ、適切な設置場所が見つからなかったが、既存施設の開設日増やすことで居場所の拡充を図ることができた。	新規設置はできなかったが、開設日の拡充など居場所づくりの推進を図った。	△	子どもの悩みや課題に寄り添う居場所について、新規設置場所の検討を行うとともに、既存施設の拡充を図る。
31	子どもの貧困対策の推進	様々な環境に置かれている子どもたちが等しく健やかに成長できるよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する	P.41	子ども未来応援課		「子どもの未来応援ノート」を効果的に配布し、その活用を促すことで、支援者が要支援者に寄り添い適切な支援につなげていけるよう、引き続き貧困対策の推進を図っていくと共に、子どもの未来応援講演会等を通じての啓発活動も実施していく。	引き続き「子どもの未来応援ノート」を支援者に配布。また、子どもの未来応援講演会を2回開催し、第1回（支援者向け）71名、第2回（市民向け）100名（会場参加及び後日記信）の参加があった。	前年度に引き続き、子どもの未来応援プランに基づき、子どもの貧困対策の推進を図ることができた。	◎	「子どもの未来応援ノート」の内容を更新し、効果的に配布し、その活用を促すことで、支援者が要支援者に寄り添い適切な支援につなげていけるよう、引き続き貧困対策の推進を図っていくと共に、子どもの未来応援講演会等を通じての啓発活動も実施していく。
32	生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援・居場所の提供【再掲】	生活に困窮する家庭の小学5・6年生、中学生、高校生に対して、学習支援・居場所作り・カウンセリングを行なう	P.41	福祉政策課地域福祉担当室 子ども未来応援課	○					
33	児童虐待防止ネットワーク関連機関での連携【再掲】	関係機関・団体等の連携を強化し、意見・情報交換を行う。児童虐待やヤングケアラー等の早期発見対策、救済支援体制を強化する	P.41	こども家庭センター	○					
34	SNS等を活用した相談体制の充実【再掲】	国の委託を受けSNS相談等を実施する「NPO法人自殺対策支援センターライフリンク」と連携し、相談に対応する	P.41	健康推進課	○					
重点施策5 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進										
(1) 妊産婦への支援を充実する										
35	親子すこやかセンターにおける相談支援の実施	妊娠期からの切れ目ない支援を展開することにより、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように支援する	P.42	こども家庭センター母子保健担当室		令和5年度と同様、実施。	3親子すこやかセンターで保健師・社会福祉士・助産師が実施。 支援妊婦514人、支援乳幼児694世帯	妊娠期からの切れ目ない支援を展開することにより、市民が安心して妊娠、出産、子育てができるように支援することができた。	◎	令和6年度と同様、実施。
36	乳児家庭全戸訪問事業の実施	生後4か月を迎える前までの乳児のいる全ての家庭訪問を行い、産後うつチェックリストを用いて、産後うつ等の早期発見・支援を行う	P.42	こども家庭センター母子保健担当室		令和5年度と同様に実施。	3保健福祉センターにて保健師・助産師等が実施。訪問実数3,052人（出生数2,999人）他市里帰りを含む訪問率は101.8％ EPDS実施数2,944人。	育児に関する不安や悩みを聴きながら助言を行うとともに、様々なニーズに即した必要な支援に繋いだ。また、産後うつつのリスクが高い産婦に対し、助言や必要時受診勧奨をし、継続支援をした。	◎	令和6年度と同様に実施。
37	子育て世帯訪問支援事業（まっどりbabyヘルパー）	家事育児に不安や負担を抱える妊婦、保育サービスを利用していない2歳未満の子どもがいる家庭に、ヘルパーを派遣する	P.42	こども家庭センター		ヘルパー派遣を実施し、家事育児支援を行い負担軽減を図るとともに、保護者のニーズを傾聴し、必要な支援へ繋ぐ。	ヘルパー派遣を実施し、家事育児支援を行い負担軽減を図るとともに、保護者のニーズを傾聴し、必要な支援へ繋いだ。	妊産婦や子育て家庭が抱える家事・育児の不安や負担を軽減するとともに、地域社会からの孤立の防止に一定程度寄与できた。	◎	ヘルパー派遣を実施し、家事育児支援を行い負担軽減を図るとともに、保護者のニーズを傾聴し、必要な支援へ繋ぐ。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7

	取組項目	取組内容	計画書 ページ	担当課	再掲	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
(2) 困難な問題を抱える女性への支援を実施する										
38	女性のためのつながりサポート業務・女性のための居場所「野の花カフェ」の実施	困難や生きづらさ、孤立感を抱える女性のための居場所を開催し、緩やかなつながりを持つことで、地域の中で安心して過ごせるよう支援する	P.42	男女共同参画課		女性のための居場所「野の花カフェ」を毎月実施し、参加者同士またはファシリテーター等と話すことで孤立感の解消を図り、困難を抱えた方等を支援につながるようにする。	女性のための居場所「野の花カフェ」を毎月実施した。 参加者：延べ377人（大人241人、子ども136人）	参加者同士またはファシリテーター等と話すことで孤立感の解消を図り、困難を抱えた方等を支援につながるようにすることができた。 アンケートによる満足度(とてもよかった、よかった):98.1%	◎	女性のための居場所「野の花カフェ」を毎月実施し、参加者同士またはファシリテーター等と話すことで孤立感の解消を図り、困難を抱えた方等を支援につながるようにする。
39	ゆうまつどこころの相談における相談支援【再掲】	生きづらさや悩みを抱えている方に対し、カウンセラーが悩みを聴き、自分の問題を整理して解決に向かえるよう支援する	P.42	男女共同参画課	○					
40	婦人相談・家庭児童相談における相談支援	家庭相談員、婦人相談員による相談業務を行う	P.42	こども家庭センター		こども家庭センターを設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。また、要保護児童等への必要な支援を実施 家庭相談員19名、女性相談支援員4名を配置	こども家庭センターを設置し、平日午前9時から午後5時まで相談業務を実施。また、要保護児童等への必要な支援を実施 家庭相談員19名、女性相談支援員4名を配置	滞りなく業務を実施し支援が必要な児童や女性に対して適切な支援を行うことができた。	◎	こども家庭センターを設置し、平日9時から午後5時まで相談業務を実施。新たに相談受付班を設置し、スムーズに地区支援につなぐことを目指す。また、要保護児童等への必要な支援を実施。 家庭相談員19名、相談受付員1名、女性相談支援員4名を配置
(3) マイノリティ等への支援を充実する										
41	人権施策の推進	一人ひとりの個性や生き方が尊重され、差別や偏見などによる人権侵害のない社会の実現を目指し、市民向けの啓発、職員向けの研修を行う	P.43	行政経営課		引き続き、市民向けの人権啓発活動及び職員向けの人権啓発研修を行い、人権意識の向上を図る	・令和6年12月8日（日）に人権講演会を開催した。 ・職員向けに庁内において年3回の人権研修を実施した。	計画通り実施できた。	◎	引き続き、市民向けの人権啓発活動及び職員向けの人権啓発研修を行い、人権意識の向上を図る
42	松戸市パートナーシップ宣誓制度	性的少数者や事実婚の方々など、対外的に関係性を証明することが困難な方々を対象に、市が証明書やカードを発行し、その関係性を証明する。宣誓者に未成年の子がいる場合は、ファミリーシップとして子の氏名も記載できる。多様な性のあり方、多様な家族の在り方を応援する	P.43	行政経営課		制度を継続	・令和6年度は17件のパートナーシップ宣誓があった。	適切に手続きを行った。	◎	制度を継続
43	パートナー講座等による、性に関する正しい理解の促進	パートナー講座により、思春期の子どもを持つ親に対して保健師が男女の性、自己肯定感について健康教育を行う	P.43	こども家庭センター母子保健担当室		3歳児健康診査にて啓発資料の配布や掲示、参考図書の展示を継続する。性教育に関連した情報をまつどDE子育てLINEにおいても幼児を持つ保護者に向けて配信を行う。 公立保育所へパートナー講座の周知、啓発資料の配布	3歳児健康診査にて啓発資料の配布や掲示、参考図書の展示を継続した。性教育に関連した情報をまつどDE子育てLINEにおいても幼児を持つ保護者に向けて配信を行った。家庭教育学級へパートナー講座の周知を行い、7団体、60名の方に実施した。また、公立保育所へパートナー講座の周知、啓発資料の配布を行った。	3歳児健康診査にて啓発資料の配布や掲示、会場内にて参考図書の展示を継続したことで、性教育に対する保護者や児への関心を高めることができたと考ええる。 また、パートナー講座を家庭教育学級の方に実施したことや、性教育に関連した情報をまつどDE子育てLINEにおいて幼児を持つ保護者に向け配信を行ったことで、幼児や小学生を持つ保護者へ広く周知することができたと考える。	◎	3歳児健康診査にて啓発資料の配布や掲示、参考図書の展示を継続する。性教育に関連した情報をまつどDE子育てLINEにおいても幼児を持つ保護者に向けて配信を継続する。家庭教育学級へのパートナー講座の周知及び公立保育所へパートナー講座の周知、啓発資料の配布を継続する。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7

【生きる支援関連施策】

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
1	市民相談事業	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け専門家による各種相談事業を実施する。一般相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）を行う	P.44	広報広聴課 広聴担当室	各種相談業務の継続	市民相談の実施	日常生活で生じる市民の様々な悩みごとの解決に向け、相談員による各種相談事業を実施した。 【一般民事相談及び専門相談（法律・不動産・税務・登記・交通事故・外国人・行政）】	○	各種相談業務を継続
2	行政の情報提供に関する事務（広報等による情報発信）	広報まつどを発行し、行政に関する情報・生活情報を提供する。また、ホームページやSNSによる情報発信により、広報紙を読まない市民に対しても情報提供を行う	P.44	広報広聴課	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っていく	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っていく。	各課の依頼に応じて、広報まつど等で情報を発信できた。	◎	各課の依頼に応じて、広報まつどに加え、緊急時の情報は市ホームページおよびSNS、まつどニュース等を活用し、情報提供を行っていく。
3	生活カタログ（市民便利帳）の発行	市の紹介や市役所における各種手続き方法、助成制度等の情報のほか、暮らしに役立つ生活情報を手軽に入手できる生活カタログを発行する	P.44	広報広聴課	2～3年ごとの発行であるため、令和6年度は発行せず、2023年版の転入者への配布を行う。	転入者へ2023年版生活カタログの配布を行った。	生活カタログを配布することで、市民に必要な情報を届けることができた。	○	2～3年ごとの発行であるため、令和7年度は発行せず、2023年版の転入者への配布を行う。
4	多世代まるごと居場所づくり業務	市民の誰もが参加でき、ゆるやかなつながりを持つことにより地域の中での孤立を防止する「まつどDEつながるステーション」を創出する	P.44	地域共生課	実施を継続。	13地区で定期開催が112回行われ、延べ9,119名の参加があった。	地区ごとの特色を生かしたステーションの開催、高校生ボランティアの参加の拡大など、つながりを増やすことができている。	◎	実施を継続。
5	まつど合同企業説明会	若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する	P.44	商工振興課	引き続き、若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。	令和6年7月、令和7年1月に合同企業説明会を実施。計2回実施。	参加企業 80社、参加求職者 128名	◎	引き続き、若者の就労機会の拡大及び雇用のミスマッチの解消を図るため、地元企業に就職を希望する若者と優秀な人材確保に悩む地元企業とのマッチングを年2回実施する。
6	ジョブトレーニング	ニート等、若年無業者の職業的自立に向けたジョブトレーニング（企業見学、職業体験等）を実施し、就職等進路決定に至るまで一貫して支援する	P.44	商工振興課	引き続き、若年無業者に対して様々な就労支援の実施を継続	地域若者サポートステーションで、ハローワーク等と連携しながら、ニート等、若年無業者の職業的自立に向けたジョブトレーニング（企業見学、職業体験等）を実施し、就職 等進路決定に至るまで一貫して支援した。	就職者数134名。	◎	引き続き、若年無業者に対して様々な就労支援の実施を継続
7	受診勧奨事業	千葉県後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯、生活保護受給者に対し、申し出により健康診査・検診一部負担金を免除する	P.44	健康推進課	継続して実施する	集団及び個別の健康診査、各種がん検診において、対象となる方の申し出により一部負担金を免除した	一部負担金の免除を必要とする方に、健康診査・各種がん検診を受診していただくことができた	◎	継続して実施する
8	メンタルヘルスチェックシステムの活用	パソコンやスマートフォンでアクセスし、現在の心の状態や、リスク要因への対処方法、相談先が分かるメンタル チェックシステム「こころの体温計」の運営を行う	P.44	健康推進課	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営及び周知を行う。 【こころの体温計年間アクセス数：60,000件以上】	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営及び周知を行う。	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」やこころの健康についての周知を実施。 こころの体温計年間アクセス数：63,119件	◎	メンタルヘルスチェックシステム「こころの体温計」の運営及び周知を行う。 【こころの体温計年間アクセス数：60,000件以上】
9	生活習慣病予防実践事業（生活習慣病予防業務）	保健師・栄養士・歯科衛生士が生活習慣病予防、食生活、口腔保健等健康づくりに関する様々なテーマで講話や実技を行う	P.44	健康推進課	引き続き、市民へ事業の周知を行い、健康教育を実施する。	健康教育 実施回数：179回 参加人数：2979人	健康教育について生活習慣病予防以外の講座依頼もあることから、今後も健康教育の需要が見込まれる。	◎	引き続き、市民へ事業の周知を行い、健康教育を実施する。
10	家庭訪問・健康相談	健康な生活の維持・増進のため、保健師・栄養士・歯科衛生士が必要な支援を行う	P.44	健康推進課	引き続き、本人や家族、他機関等からの情報に基づき、家庭訪問・電話・面接・メールによる健康相談・保健指導を実施する。	（家庭訪問）実17人 延24人 （面接）実54人 延55人 （電話・メール）実369人 延399人	家庭訪問においては複合的な課題を抱えるケースが増えていることから、他機関とも連携しながら支援を実施した。	◎	引き続き、本人や家族、他機関等からの情報に基づき、家庭訪問・電話・面接・メールによる健康相談・保健指導を実施する。
11	健康増進人材育成事業	市民を対象に健康づくり活動を行う人材（健康推進員・食生活改善サポーター）を育成する	P.44	健康推進課	健康推進員：新規健康推進員が委嘱され、健康に関する正しい知識を学んでいたが、地域の健康づくり活動ができるよう支援していく。 食生活改善サポーター：定例研修計画に沿って活動支援を行う	健康推進員：年間9回の定例会を実施し、健康に関する知識の学習及びそれを生かした地域の健康づくり活動の企画実施を行った。 食生活改善サポーター：年間11回の定例研修会を実施し、地域の健康問題に気づき、望ましい食生活の普及浸透を図り、健康づくりを推進した。	健康推進員、食生活改善サポーター：育成計画に沿って実施することができた。	◎	健康推進員：取組みを継続するとともに、3月定例会ではゲートキーパー養成研修を実施する。 食生活改善サポーター：定例研修計画に沿って活動支援を行う
12	民生委員及び児童委員活動支援	民生委員児童委員協議会の自主活動の強化のために、実践 活動の推進に必要な調査および研究、関係機関、各種社会 事業関係者との連絡調整、研修事業および民生委員活動の支援を行う	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	民生委員は、各々が課題に対し関心を持ち、講演会や研修をとおし識見の向上に努めている。 また、関係機関と連携して地域住民の福祉活動を推進し、市民の皆さんの要望を行政につなぐ「パイプ役」として活躍している。	民生委員活動として市民からの相談支援を行っている。 毎年民生委員全体で研修会を開催することや地区ごとに月一度の定例会や、適宜研修を行うなど識見の向上に努めている。	民生委員の相談・支援活動のうち、心身の健康に影響しやすいと分野と考えられる①健康・保険医療、②子育て・母子保健、③生活費、④仕事、⑤家族関係の件数を数値化した。令和6年度の相談支援件数（9,112件）のうち、①～⑤の合計件数は1,438件で約16%を占める。地域住民同士の関係の希薄化が進んでいる昨今の社会情勢において民生委員による地域住民への相談支援は重要性を増しており、細やかな対応が自殺対策にも寄与していると考えられることから、今後も引き続き連携を図りながら対応していきたい。	◎	実施を継続
13	松戸市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会が地域市民の福祉増進をめざす民間の自主的な組織として、地域福祉推進の中核的な役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	実施を継続	松戸市社会福祉協議会に対して補助金を交付するとともに、松戸市公式ホームページにおいて社会福祉協議会の活動を周知するなどの支援を行った。	松戸市社会福祉協議会が地域福祉の推進役として大きな役割を担い、社会福祉事業を安定的に継続できるよう、引き続き支援・連携していきたい。	◎	実施を継続
14	保護司会支援業務	松戸市内における保護司が行う保護観察の徹底と、犯罪予防活動の強化を図るため、更生保護事業の推進を支援する	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	実施を継続	保護司は、犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を行っている。 また、「社会を明るくする運動」の一環として市内中学校生徒指導主任との懇談会や、中学生を対象とした作文コンテスト、また、7月の強調月間の「講演会とコンサート」を開催して、犯罪のない地域社会づくりに向けた啓発活動を展開した。	犯罪者などの改善・更生を助け、犯罪予防のための保護観察を保護司に行っていた。また、社会の中で必要な支援が受けられず、再び犯罪や非行を重ねる人たちが一人でも少なくなるよう、地域社会が立ち直り支援に協力できるようご尽力いただいており、引続き連携を図りながら対応していきたいと考える。	◎	実施を継続
15	低所得者支援事業	不測の事態により低所得となり緊急に援護を必要とする者に対し、援護金を交付し、その世帯の自立更生を図る	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	実施を継続	不測の事態により緊急に援護を必要とした世帯の自立更生を図るため法外援護金を交付した。	生活に困窮し、緊急に金銭援助を望む方々に対応ができていと考えている。	◎	実施を継続
16	高齢者医療費助成事業	後期高齢者医療に要する入院・外来・調剤費に係る費用の一部を支給する（所得制限あり）	P.44	福祉政策課 地域福祉担当室	実施を継続	対象者に対して入院、外来及び薬剤費の一部を支給した。令和6年度は支給額3,252,095円、延人数290人であった。	費用の一部支給により対象者の健康保持と生活の安定を図ることができた。	◎	実施を継続
17	シニア交流センター管理運営事業	高齢者が生きがいを感じ、健やかな生活を営むことを支援するため、就労支援、学習の場等、高齢者の交流の推進を図る。	P.44	高齢者支援課	高齢者の交流サロンの開催や、子育て世代にも交流の機会を提供する。また、交流促進を図るため、効果的なイベント、情報発信等の方法を検討していく。	交流サロン利用者数731人、おやこDE広場利用者数3,352人、シニア交流センターまつり参加者約150人	交流サロンの利用者数は、コロナウイルス感染症以前に戻り、交流の場を提供できた。また、シニア交流センター祭りでは多くの来場者を集め、多世代を含めた交流の機会を図ることができた。	◎	高齢者の交流サロンの開催や、子育て世代にも交流の機会を提供する。また、交流促進を図るため、効果的なイベント、情報発信等の方法を検討していく。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
18	シルバー人材センター関係事業	高齢者に対して働く機会を提供し、高齢者の経験や活力を活かした社会づくりに寄与している民間の自主的な組織として、生きがいづくりの充実、社会参加の促進を図る役割を果たしていることから、人的基盤等の支援を行う	P.44	高齢者支援課	引き続き加入促進に向け人的基盤等を支援する。	会員数1,969人（前年度-75人） 就業実人数1,654人（前年度-7人） 就業率84.0%（前年度比+4.3%） 受注件数7,991件（前年度比-5.7%）	新規会員の獲得に向け積極的な入会説明会の開催等を行っているが、会員数の増加には至っていない。引き続き、地域性に偏りがいないような説明会の開催や、スマートフォン等を活用した情報発信等を実施し、入会の促進を図る必要がある。	◎	会員の確保・拡大と組織の充実に向けた支援を行う。
19	高齢者日常生活支援事業 （ながいき手帳作成・配布）	高齢者福祉施策等の情報を提供することにより、高齢者福祉への関心と理解を深め、各種サービスの活用を図る	P.44	高齢者支援課	令和6年度の内容に更新し、引き続き高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することに努める。	内容を令和6年度版に修正の上、年度当初の配架部数を拡大（令和5年度：3,277部→令和6年度：4,500部）して配布した。	高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することにより、高齢者の各種サービスの活用を図ることができた。	◎	令和6年度の内容に更新し、引き続き高齢者福祉施策等の最新の情報を提供することに努める。
20	老人クラブ育成指導事業	高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を展開するシニアクラブ（老人クラブ）に対し、運営費の一部を助成することで、クラブ活動の普及と健全な運営を図る	P.44	高齢者支援課	現在のクラブ数・会員数を減らさないようイベントの充実等を図り、かつクラブ数・会員数を増やすための啓発活動をはつつクラブ連合会とともに続けていく。	団体数168クラブ、会員数5997人（年度途中追加を含む）。運営費等の助成を行うとともに支部長会議を開き、意見交換の場を設けるなどの活動運営の支援を行った。	支部長会議を開いたことで、連合会の支部がどのような取り組みをしているのかを把握できた。その情報を基に各支部のクラブ数、会員数減少について、はつつクラブ連合会と協議を行った。	◎	令和6年度は支部の活動状況を把握したため、令和7年度は各単位クラブの活動内容と活動場所の詳細を把握する。その情報を基に、クラブ数・会員数を増やすためのイベント等の充実を図り、啓発活動を連合会とともに続けていく。
21	介護予防普及啓発事業	介護予防に資する基本的な知識の普及啓発のため、普及啓発用パンフレットを配布する。認知症予防教室、介護予防教室（体操教室）を地域包括支援センターに委託する	P.44	高齢者支援課	認知症予防教室： セルフケアや地域とのつながりをもった活動の開始やそれらを継続するきっかけとなるような教室展開を継続する。また教室参加の効果を確認するため、参加者へモニタリングを継続する。 介護予防教室： より多くの市民が参加できるよう、地域特性に合わせた運営を継続し、セルフケアや地域とのつながりを持った活動を促すとともに、効果的な介護予防の取り組みを推進していく。	認知症予防教室：62回、1136名参加。 医師や専門職などを講師に招いて専門的な知識を紹介することで、効果的に認知症予防に取り組めるよう市内各地域包括支援センターにて教室を実施した。また参加者へのモニタリングを行い、認知機能低下の程度によりその後の支援に繋げている。 介護予防教室：444回、11,200名参加。 各地域包括支援センターにて地域特性を踏まえた内容を工夫し、地域とのつながりを促す継続的な取り組みを推進した。また普及啓発用のパンフレットの配布を行い啓発に努めた。	教室の参加から顔の見える関係の構築や、参加後に当課で実施している認知症予防プロジェクトに繋ぐなど、参加者が認知症予防や介護予防につながるセルフケアを継続できるよう内容や開催方法を検討しながら実施することができた。	◎	認知症予防教室： セルフケアや地域とのつながりをもった活動の開始やそれらを継続するきっかけとなるような教室展開を継続する。また教室参加の効果を確認するため、参加者へモニタリングを継続する。 介護予防教室： より多くの市民が参加できるよう、地域特性に合わせた運営を継続し、セルフケアや地域とのつながりを持った活動を促すとともに、効果的な介護予防の取り組みを推進していく。
22	高齢者支援連絡会業務	地域包括支援センターに委託し、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう支援し、生活上の課題を早めに発見することを目的に、市内9地区で高齢者支援連絡会を行う	P.44	地域包括ケア推進課	地域の高齢者を支援する町会・自治会・民生委員等が参画し、地域住民のネットワークの強化、見守り活動等を引き続き実施していく。	地域包括支援センターを中心に、地域ケア個別ケア会議等の場で、民生委員や介護事業所等での地域でのネットワーク強化及び見守り活動を続けている。	各種会議であげられた課題等から、見守り活動のほか、居場所づくりや地域の助けあい活動への機運が高まっている。	◎	専門機関のみならず、地域の高齢者を支援する町会・自治会・民生委員地域住民が主体となる、地域ネットワークの強化、見守り活動等を継続していく。
23	事業対象者の特定	基本チェックリストに該当した方に対し、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境に応じて必要なサービスが提供されるよう必要な支援を行う	P.44	高齢者支援課	今後も実施を継続し、適切なサービス利用による介護予防を図るとともに、総合事業に関する周知を行い、必要な方に積極的なサービス利用を促していく。	令和6年度末での事業対象者数は444人。サービス利用に関しては、必要なサービスが提供されるようにチェックリストの他、松戸市版アセスメントシートを活用し、より詳細に心身の状態や環境、本人が目標としている生活を確認しながら、必要なサービス利用に繋げている。	介護予防および日常生活支援を目的として、本人に必要なサービス利用に繋げたことで、利用者の状態の維持・改善を行う事ができた。また、地域資源を積極的に活用し、高齢者の社会参加を推進することで、高齢者の介護予防に資することができた。	◎	今後も実施を継続し、適切なサービス利用による介護予防を図るとともに、総合事業に関する周知を行い、必要な方に積極的なサービス利用を促していく。
24	地域包括支援センター事業（地域包括支援センターの委託）	身近なところで包括的・継続的に保健・福祉サービスが受けられるよう、日常生活圏域ごとに（市内15か所）地域包括支援センターを設置し、事業を委託する	P.44	地域包括ケア推進課	各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターにおいて、地域の特色や強みを生かしながら、総合的な相談を受けられる体制を整備していく。	市内の各日常生活圏域（15か所）に地域包括支援センター事業を社会福祉法人等へ委託し、設置をしている。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、多機能コーディネーター等がそれぞれの専門性を生かし、チームで協議しながら高齢者の支援を行っている。 包括的な相談支援体制の整備のため、研修会の開催や他分野含めた地域の支援者とのネットワークの強化を行った。	各地域包括支援センターにて、それぞれの強みを活かし、地域住民のみならず、福祉事業所、民間企業、公的機関等からの相談も寄せられる等、総合相談支援の体制が整備することができた。	◎	各日常生活圏域に設置した地域包括支援センターにおいて、地域の特色や強みやそれぞれの専門職の強みを活かし、継続して総合的な相談を受けられる体制を整備していく。
25	高齢者成年後見制度利用支援事業	判断能力の不十分な認知症高齢者等について、利用者本人に親族がない等の事情で必要と認めた場合に、成年後見制度利用の申立てを市長が行う。また必要な場合申立てに要する経費や成年後見人等の報酬を助成する	P.44	地域包括ケア推進課	必要な方が制度利用できるように、引き続き市長申立や助成制度を継続していく。	令和6年度は49件の市長申立を行った。また、本人・親族申立費用に対する助成は32件、報酬助成は164件行った。	松戸市においては、対象者や対象項目を広く設定しており、手厚く支援することができた。	◎	必要な方が制度利用できるように、引き続き市長申立や助成制度を継続及び周知をしていく。
26	介護予防ケアマネジメント事業	地域包括支援センターが要支援者、事業対象者に対するアセスメントを行い、目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいくよう支援する	P.45	地域包括ケア推進課	介護報酬改定に伴い、今後国の通知が順次公表される予定である。それに基づき適切なケアマネジメントが実施できる様他市町村の動向踏まえ対応する。	令和6年度に介護報酬改定が行われたため、国の通知参考に【介護予防・日常生活総合事業に伴う介護予防ケアマネジメント実務マニュアル】の改更を行った。また、近隣の他市町村と情報共有や連携に務めた。	他市からのケアマネジメントの質問に対し、松戸市での現状を説明するなど、他市との連携ができた。	◎	ケアマネジメントの実施について、地域包括支援センターを中心に要支援者及び事業対象者に対し、適切な支援ができるよう、連携していく。
27	中国残留邦人生活支援事業	中国残留邦人等とその配偶者の方で、満額の老齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない方を対象に、支援給付を行う。また、通訳派遣や日常生活上の困難に関する相談・助言を行う	P.45	生活支援課	実施を継続	支援給付を毎月1日に行っている。 通訳派遣や日常生活の相談を週2回行っている。	対象者に対して適切な支援給付をすることができた。	◎	実施を継続。
28	障害福祉計画策定・管理事業	障害者計画及び障害福祉計画の進捗管理を行うとともに、次期障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	松戸市障害者計画推進協議会 開催	1回開催	○	継続実施
29	松戸市地域自立支援協議会の開催	障害者総合支援法に定められている「松戸市地域自立支援協議会」を設置し、地域における障害福祉に関する関係者の連携や支援体制を協議する	P.45	障害福祉課	継続実施	松戸市地域自立支援協議会 開催	2回開催	○	継続実施
30	障害者居宅生活支援事業（障害者相談等業務）	障害者が在宅で安定して生活するため、様々な悩み事の相談を受け付け生活支援を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	身体障害者相談員、知的障害者相談員で各障害者の更生援護の相談及び指導を実施	身体障害者相談員10人、知的障害者相談員4人で各障害者の更生援護の相談及び指導を実施	○	継続実施
31	障害者手当等給付事業	日常生活が困難な特定の障害者に対し、手当の支給を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	申請をいただき、随時支給 ・難病者援護金 入院 延313人 通院 延23,513人 ・特別障害者手当等 延8,705人 ・ねたきり身体障害者福祉手当 延54人 ・心身障害児福祉手当 延6,950人 ・特別児童扶養手当 実施 ・心身障害者扶養年金 4人（新規受給者）	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
32	計画相談支援等給付事業	障害児・者のサービス等利用計画を作成した際の費用の扶助や、特定入所費用の補足給付により負担軽減を図る	P.45	障害福祉課	継続実施	申請をいただき、随時支給 ・利用計画作成件数（児・者）3,250件 ・高額障害福祉サービス給付費 延 15人 ・高額障害児通所給付費 延 26人	計画相談員によるプラン作成件数については、年々増加している。	◎	継続実施

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
33	障害者自立支援医療費支給認定業務	精神障害の治療または腎臓、心臓、免疫、肢体、そしやく等の手術や治療にかかる医療費の負担軽減等の支給を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	申請をいただき、随時支給 自立支援医療 ・精神通院医療 9,309人 ・更生医療 583人 ・育成医療 19人	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
34	重層的支援体制整備事業における相談支援事業	相談支援事業を実施し障害者の自立支援を促進する。障害者等からの相談に応じ、情報提供、助言、サービスの利用支援等必要な支援を行う。障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	相談窓口として、中央・小金・常盤平基幹相談支援センター及び社会福祉法人桐友学園に委託。 ・中央基幹相談支援センター 7,264件 ・小金基幹相談支援センター 8,854件 ・常盤平基幹相談支援センター 8,798件 ・社会福祉法人桐友学園 97件	身近な相談の場として、市民の様々な相談を受けることができた。	◎	継続実施
35	障害者手帳の交付	身体・療育・精神の手帳を交付する	P.45	障害福祉課	継続実施	申請をいただき、随時支給 手帳所持者数 ・身体障害者手帳 12,242人 ・療育手帳 3,714人 ・精神保健福祉手帳 6,074人	申請者に対して適正に支給を行った。	◎	継続実施
36	福祉のしおり・社会資源マップ・ガイドブック等の作成	障害者とその家族に対し、各種福祉制度の概要や手続き方法等を紹介する福祉のしおり等を作成・配布する	P.45	障害福祉課	継続実施	窓口で障害者手帳を交付する際、障害福祉のしおり等を用いて案内を実施。また、郵送による交付の場合、障害福祉のしおり等も併せて送付。	障害福祉のサービス・制度について説明する際に活用し、市民のかたへ適切にご案内を行った。	○	継続実施
37	障害児支援関係事業	支援が必要な子どもが切れ目なく支援を受けられるようにすること及び医療的ケア児等が在宅で安心して生活できるようにライフサポートファイルを活用した支援システムの構築を行う	P.45	障害福祉課	継続実施	・松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議の開催 ・こども部会で、ライフサポートファイルの周知方法・活用方法の検討を行う。	・松戸市医療的ケア児の支援のための連携推進会議を2回開催し、医療的ケア児の支援方法等について話し合った。 ・ライフサポートファイルについては、支援に携わる関係機関への周知も行った。	○	継続実施
38	地域子育て支援拠点業務「おやこDE広場、子育て支援センター、ほっとる一む」	乳幼児とその親が気軽に集い交流を図る場や、育児相談を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境整備と地域の子育て支援機能の充実を図る	P.45	子ども未来応援課	事業を継続	事業を継続	気軽に集い交流を図る場や、育児相談を行える場を設置し、子育てへのストレス等の負担感の緩和を図ることができた。	◎	事業を継続
39	一時預かり業務「ほっとる一む」	理由を問わず乳幼児を一時的に預かる事業を実施することにより、子育て中の保護者の子育て支援をするとともにその負担を軽減する	P.45	子ども未来応援課	事業を継続	事業を継続	乳幼児を一時的に預かる事業を実施し、子育て中の保護者の子育てで支援をするとともにその負担を軽減することができた。	◎	事業を継続
40	子育てコーディネーター業務	地域子育て支援事業に従事しているスタッフを「子育てコーディネーター」と認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消する	P.45	子ども未来応援課	事業を継続	事業を継続	子育てコーディネーターを認定し、地域における多様な子育て支援サービスの連絡調整をすることで、子育ての孤立や不安感を解消することができた。	◎	事業を継続
41	ファミリーサポートセンター業務	地域の中で育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を受けたい人(利用会員)が会員となり、相互に育児の援助活動を行う	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	利用件数：5,451件	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行うことができた。	◎	事業を継続
42	ひとり親家庭就労促進業務	ひとり親家庭の親が就労に必要な資格技能を習得するための講習を受ける経費を助成することにより、就労を促進し経済的自立を図る	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	1名支給	ひとり親家庭の親に、就労や増収につながる資格習得のための講習を受ける経費を助成することができた。	◎	実施を継続
43	ひとり親家庭高等訓練促進業務	ひとり親が就労に結びつき易い資格取得のため、修学期間中の生活費の負担を軽減できるよう給付金を支給する	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	10名支給	前年度に引き続き、支給該当者に対し給付金の支給を行った。	◎	実施を継続
44	ひとり親家庭学習支援業務	生活困窮世帯の児童生徒に対し、学習支援を行い基礎学力の向上を図る。また、悩み等が相談できる居場所を提供する	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	市内6か所会場開設	前年度に引き続き、対象児童らに学習の機会や居場所の提供を行った。	◎	実施を継続
45	ひとり親家庭相談支援業務	母子・父子自立支援員がひとり親家庭等の自立に必要な情報提供・相談指導等の支援を行う	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	相談件数 10,434件	ひとり親家庭の家庭に必要な情報提供・相談指導等の適切な支援を行うことができた。	◎	実施を継続
46	母子生活支援施設入所委託業務	母子家庭の母あるいはこれに準ずる事情のある女子が、経済的な理由や住居がない等の事情のため児童の監護が十分にできない場合に入所させその生活を支援する	P.45	子ども未来応援課	実施を継続	3世帯9名入所（R7年3月31日時点）	ひとり親家庭それぞれの事情を鑑み、母子支援施設入所及び自立支援のための支援を行った。	◎	実施を継続
47	高等学校入学資金関係事業	経済的理由で入学困難な生徒の保護者に対し、入学時に必要な入学金等の貸し付けを可能にし、有用な人材の育成を図る	P.45	子ども未来応援課	担当課について移管済。実施を継続。	貸付件数 20件	前年度に引き続き、対象家庭への貸付を行った。	◎	実施を継続。
48	遺児手当給付事業	父母又は父母の一方と死別した義務教育終了前の遺児を扶養している者に手当を支給し、生活の安定と福祉の増進に寄与、児童の健全な育成を図る	P.45	子ども未来応援課 児童給付担当室	実施を継続	年3回支給（4月・8月・12月）	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
49	児童扶養手当給付事業	父又は母と生計を同じくしていない、18歳に達する日以後の最初の年度末までの子どもを扶養している家庭に対し手当を支給する	P.45	子ども未来応援課 児童給付担当室	実施を継続	年6回支給（1月・3月・5月・7月・9月・11月）	受給者に対して適正に手当を支給することができた。	○	実施を継続
50	ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の親及び児童に対し、医療費・調剤費の自己負担金の一部又は全部を助成することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る	P.45	子ども未来応援課 児童給付担当室	実施を継続	助成対象者に医療受給券を発行し、保険診療分の自己負担医療費について助成。 なお、一部負担額については、以下のとおり 通院」回・入院1日あたり300円（対象児童は200円）調剤は無料（市民税所得割非課税世帯は全て無料）	申請者に対して適正に医療費を助成することができた。	○	実施を継続
51	「GET YOUR DREAM」事業	市内中学校にて、地域の様々な職業や大人の価値観に触れる「GET YOUR DREAM事業」を実施する	P.45	子ども居場所課	実施校に偏りが出ないよう希望校の調査及び選定を行う	市内6校の中学校にて実施	実施校の増加はなかったが、希望校の調査を行い、地域に偏りが出ないよう実施校の選定を行った	△	実施校に偏りが出ないよう希望校の調査及び選定を行う
52	児童短期入所等委託事業	保護者が疾病・出産・看護・事故・災害・冠婚葬祭・失踪・転勤・出張、仕事等の社会的事由により養育ができない家庭の児童を対象とし、ショートステイ、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を施設へ委託する	P.45	こども家庭センター	市内2施設等において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施	市内2施設等において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施	様々な理由により面倒を見ることができない子どもを預かり、親の養育を支援することができた。	◎	市内2施設等において、ショートステイ、日帰り養護、夜間養護、休日養護及び土曜日養護を実施

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
53	入院助産措置委託業務	保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができないと認められる場合、その妊産婦を助産施設に入所させて助産を受けさせる	P.45	こども家庭センター	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産施設の入所費用を助成する。	令和6年度末時点での申請件数：22件	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させ、助産を受けさせることができた。	◎	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由で入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産施設の入所費用を助成する。
54	市民健康相談事業	各種届出により健康状態を把握し、また市民の身近な健康相談の場として適切な保健指導を行うことにより、市民の健康維持・増進に役立てる。本庁及び各支所9か所に設置されている	P.45	こども家庭センター 母子保健担当室	令和5年度と同様、実施。	平日（日中）9か所で実施（例年同様） 届け出関係8,652件、母子の相談4,127件、成人の相談6,616件	身近な健康相談の場として様々な相談を受け、必要時は関係機関につなぐことができた。	◎	令和6年度と同様、実施
55	家庭訪問事業 妊婦訪問指導	家庭訪問により、問診・妊婦の健康状態の観察・把握・指導・相談等を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	引き続き必要な人に対して妊娠期からの支援を継続する。	3保健福祉センターで保健師・助産師が妊婦訪問を実施。 妊婦訪問実数：289人	妊婦に対する訪問数が前年度301人とほぼ横ばいであり、妊娠期からの支援をより多くの人に実施することができた。	◎	引き続き必要な人に対して妊娠期からの支援を継続する。
56	母子健康手帳交付業務	各市民健康相談室で妊娠届出のあった者に保健師が直接面接し、母子健康手帳の交付、必要に応じた健康支援を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	令和5年度と同様、実施。	平日（日中）9か所で実施（例年同様） 妊娠届出数：3,282件（妊娠届出数は、妊娠届受理数のため母子健康手帳発行数とは一致しない）	母子健康手帳交付時には、必要に応じて相談を受けた。妊婦においては、個別支援基準に該当した者（おもに精神疾患既往等）に対し、今後の育児上の支援課題等を把握し、継続支援につなぐことができた。	◎	令和6年度と同様、実施
57	ママパパ学級開催事業	初妊婦とパートナーを対象に保健福祉センターとおやこDE広場等で妊娠中の生活や育児についての講話、実技、交流を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	① 2日目について、参加者同士の交流の内容や時間の検討。 ② 3日目について、市内のおやこDE広場等運営スタッフとの情報共有や連携をする。	1日目2日目は3保健福祉センターにて計99回実施。妊婦参加者788名、参加率は47.6％で昨年度より減少した。3日目はおやこDE広場や子育て支援センター計30回実施。113名（7％）と前年度より増加している。交流はおおむね3組のグループワーク形式で15分程度実施している。おやこDE広場等運営スタッフ、こども未来応援課職員と担当者会議を実施し情報共有や今後の課題を検討した。	1日目2日目の受講者数減少は感染症が落ち着き在宅勤務減少等の要因により、以前の参加状況に戻ったものと考える。参加者同士の交流は時間、内容とも適切であるとの意見が聞かれている。担当者会議の結果、おやこDE広場等職員が1日目に来所しアピールしたことや各広場での工夫も参加者の増加に繋がったと評価した。特に父親支援として父親のみの交流スペースを設け実施する工夫は好評であった。	◎	R6年度と同様の実施に加え、父親の産後うつ対策に関してもテキストに追加し重点を置く。また育児の孤立化防止の1つとして3日目の参加が地域資源利用のきっかけに繋がるよう検討していく。
58	産後ケア業務	心身の安定と育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的に作成する支援計画に基づき、育児の助言指導を実施。宿泊型・日帰り型は病院、訪問型は助産師会助産師が家庭訪問で実施する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	利用人数の増加や市民のニーズに対応するため、令和6年度より訪問型については対象者を1年まで延長、流産を経験された方も対象に追加した。今後も、有効なケアが提供されるよう、市民のニーズや国の動向も注視するとともに、委託先事業所とも連携を図っていく。	利用者数は147人/年（内訳：宿泊型138人、日帰り型2人、訪問型7人）。流産を経験された方の実績はなかったものの、利用方法や周知方法について検討を行った。新規1事業者を含む委託先事業者と連携を図り、市民のニーズに迅速に対応できるよう連携を図った。	利用者数は年々増加しており、産後ケア事業が周知され必要な方に広く利用頂いていると評価できる。年々増加しているニーズに対応すべく、迅速な事務手続きの検討や、委託先事業所の拡大や連携強化が引き続き必要である。	◎	産後ケアを必要とする方に利用いただけるよう、令和7年度より対象者要件を緩和し周知を行うこととした。また、より利用しやすい産後ケア事業を目指し利用料の減額を行った。さらに利用人数増加に対応すべく、宿泊型新規委託事業者を2か所、日帰り型新規委託事業者を4か所増やし対応していく。今後も、産後ケア事業において有効なケアが提供されるよう、市民のニーズや国の動向も注視するとともに、委託先事業所とも連携を図っていく。
59	乳児健康診査業務	委託医療機関にて3か月児・7か月児・9か月児の健康診査を実施する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	個別医療機関にて実施を継続	委託医療機関で実施（例年同様） 受診率：3～4か月児健康診査 97.5％ 6～7か月児健康診査 94.1％ 9～10か月児健康診査 92.1％	医師に診てもらうことで、健康状態や養育状況の確認ができ、育児不安の軽減や、養育状況の問題を把握し、改善する場になった。	◎	個別医療機関にて実施を継続
60	1歳6か月児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により健康診査を実施し、育児や健康に関する相談を受け付ける。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	令和6年度より、一般健康診査、歯科健康診査、計測、問診、相談を3保健福祉センターにて計72回集団健康診査で実施。受診率97％を目標とする。	集団健診実施回数：72回 受診率：98.8％	多数の養育者に助言・情報提供することで子育て支援の充実を図ることができ、目標についても達成した。	◎	集団健診実施回数：68回 1歳6か月児健康診査受診率97％を目標とする。
61	3歳児健康診査業務	集団で行う全員面談方式により一般健康診査、歯科健康診査、尿検査を同時に実施する。発育発達、養育状況とあわせて主な養育者の体調や育児負担、相談・協力者等について確認し、必要な場合は継続的に支援する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	集団検診実施回数：62回 3歳児健康診査受診率97％を目標とする。	集団健診実施回数：62回 受診率：95.6％	多数の養育者に助言・情報提供することで子育て支援の充実を図ることができた。	◎	集団健診実施回数：60回 3歳児健康診査受診率97％を目標とする。
62	発達相談	発達の気になる子やその対応に苦慮している親等に対して、心理士協力のもと、支援の方向性を相談。必要に応じて療育機関等につなぐ	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	保護者がタイムリーに相談できる機会を確保する。	3保健福祉センターにて毎月4～10回、計246回実施（実施率82.0％）。	発達が気になる子や、その対応に苦慮している保護者へ助言・情報提供をし、必要時療育機関等につなぐことができた。	◎	従来の発達相談に加え、幼児健診当日の発達相談（心理相談）を行うことで、保護者がよりタイムリーに相談できる機会を確保する。心理相談実施回数：128回 発達相談実施率：80％以上
63	母子保健指導業務育児相談「赤ちゃん教室」	乳児と保護者を対象に、おやこDE広場等で健康教育やグループワーク、個別相談を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	各会場定員5～15組程度、19会場で計48回実施	19会場で計46回実施、343人の保護者が参加。	参加者に対しては乳児期に必要な子育てや健康に関する情報を提供し、希望者へ個別相談を実施することができた。	◎	各会場定員8～15組程度、19会場で計46回実施
64	母子保健歯科指導事業「わんぱく歯科くらぶ」	2歳～3歳5か月児と保護者を対象にした教室。子どもにはブラッシング指導、日常生活についての個別相談、フッ化物塗布、歯科健診等を行い、保護者には歯周病の重症化予防として口腔ケアの指導を行う	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	3保健福祉センターで計158回実施。	3保健福祉センターで計158回実施。 計2,631人が参加した。	仕上げみがきの負担軽減になるなど子育て支援につながった。	◎	3保健福祉センターで計158回実施。
65	養育支援訪問業務	養育支援が必要であると判断した家庭に対し、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。松戸市社会福祉協議会へ委託している	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	令和5年度と同様に実施。	月に1回定例会議を実施（全12回） 支援が必要な家庭への支援を委託で実施（24世帯・延べ610回）	支援が必要な養育困難な家庭に対し、関係機関と連携しながら、支援を実施できた。養育者の育児状況の改善や育児不安の軽減等に繋がった。	◎	令和6年度と同様に実施。
66	健康増進啓発事業（歯科予防業務）	保育所、幼稚園児を対象にフッ化物洗口を実施する	P.46	こども家庭センター 母子保健担当室	67施設でのフッ化物洗口実施を目指す。	63施設の4～5歳児2,876人がフッ化物洗口を実施。	前年度より実施施設が1施設増加した。全ての実施施設へ支援を行い継続することができた。	◎	67施設でのフッ化物洗口実施を目指す。
67	人権リーフレットを作成	市内全小学校5年生に配付し、児童に人権の大切さについて指導する	P.46	学習指導課	人権意識を高めるため、リーフレットを年1回、5年生に配付予定。	人権リーフレットを年1回配付。学年や学級でいじめ問題等を含む話し合い活動等で、有効に活用するよう学校に指導した。	リーフレット配付後のアンケート調査により、「子どもの人権は充実していると思うか」、「児童の人権についての関心は得られたか」、「子どもの人権を作成・配付したほうがよいと思うか」の項目について、「思う」「どちらかといえば思う」の肯定的な回答を99％得ることができた。	◎	人権意識を高めるため、リーフレットを年1回、5年生に配付予定。
68	進路指導業務「進路適正検査」	コンピュータ診断資料を活用し、自己理解や進路についての意識付けを行い、進路学習を進める。生徒個人票に保護者向けのアドバイスを加え、連携を密にする	P.46	学習指導課	進路指導・キャリア教育の充実のため、年度中、中学校で1回実施。	年に1回、進路・職業に対する生徒の興味や適性を調査する検査を実施した。	市内全ての中学校で実施し、進路指導やキャリア教育の充実に役立っている。	◎	進路指導・キャリア教育の充実のため、市内全ての中学校で年度内に1回実施予定。
69	生徒指導業務「中学校生徒指導連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と関係機関が情報共有を行い対応を検討する	P.46	児童生徒課	年5回実施	年5回実施	学校の生徒指導体制の再確認、問題行動生徒の状況などを十分に把握できた。	○	年5回実施
70	生徒指導業務「学校警察連絡協議会」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のための指導体制を充実させる。学校と警察が情報共有を行い対応を検討する	P.46	児童生徒課	年3回実施	年3回実施	各学校区における問題を共有し、課題解決に向けて話し合うことができた。	○	年3回実施
71	生徒指導業務「個別支援会議の開催・調整」	問題行動の未然防止や家庭環境の改善を含めた児童生徒の健全育成のため、学校だけでは問題解決が難しい案件に関して、関係機関と協力して問題に対応する	P.46	児童生徒課	学校の要請に応じて参加。学校や保護者からの要請に応じて、いじめ事業支援チームを派遣。	学校の要請に応じて参加	各学校における個別の事案についての協議に参加し、情報共有や助言等を行うことができた。	○	学校の要請に応じて参加。学校や保護者からの要請に応じて、いじめ事業支援チームを派遣。

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7

	業務名	業務の内容	計画書 ページ	担当課	令和6年度 実施計画	令和6年度 実施状況	令和6年度 実施状況に関する担当課の評価	達成度	令和7年度 実施計画
72	校長会・教頭会・生徒指導主任研修会	校長会や生徒指導主任研修会を開催し、いじめの積極的認知を指導する	P.46	児童生徒課	生徒指導主任研修会にて年1回実施	生徒指導主任研修会にて年1回実施	いじめ事案が発生した際の学校の対応、学校いじめ防止基本方針についての内容を確認することができた。生徒指導主任研修会では、自殺対策の研修をおこなった。	○	生徒指導主任研修会にて年1回実施
73	『ストップ・ザ・いじめ』～子どもの心を耕す 標語大作戦～	いじめ根絶のために、「標語」づくりを通して児童生徒一人一人の心を耕していくことを目的に全小中学校で実施。各学校で選ばれた、いじめ防止に関する標語を教育委員会主催の行事や配付物に活用する	P.46	児童生徒課	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用	標語作成を通じて、児童生徒のいじめ防止に対する意識の高揚が図れた。	○	年1回実施、教育委員会主催行事における配付物への標語活用
74	児童生徒活動支援業務「学級診断尺度（Q－U）調査」	子どもたちの学級生活の満足度と意欲、学級集団の状態を、質問項目への回答から測定する心理検査を行う。各学校が心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業の改善に活用している	P.46	児童生徒課	年2回実施	年2回実施	松戸市立小中学校がWEBQU調査結果を基に、友人関係や学校生活に悩みを抱えている児童生徒の早期発見、早期対応に繋がった。	◎	年2回実施
75	不登校支援研修会・教育相談研修会	効果的な不登校支援、教育相談について研修し、教員の実践力を養う	P.46	児童生徒課	不登校支援研修会は年3回実施。	年3回実施	5月是不登校担当者を対象とした研修及び月例報告の事務的手続きについて研修を行い、夏季休業中は不登校及び教育相談に関する心理相談に関する研修。3学期は、中学校区ごとに、松戸市の長欠児童生徒（不登校も含む）の状況や未然防止の観点から、小学6年生の不登校児童に対しての引継をSOを交えて行った。	○	不登校支援研修会を年3回実施。
76	教育相談・心理相談	松戸市在住の小中学生、保護者、教員を対象とし、心理相談員が面談を実施する	P.46	児童生徒課	本庁・古ヶ崎分室・常盤平分室にて年間を通して実施。	相談業務を実施した。	小中学校の児童生徒・保護者を対象に教育相談（不登校相談）を実施することができた。	○	本庁・古ヶ崎分室・常盤平分室にて年間を通して実施。
77	松戸市教育支援センター「ふれあい学級」運営	松戸市在住の小4～6年生、中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う	P.46	児童生徒課	年間を通し、不登校児童生徒が通う教室として運営。	適切に1年間運営した。	小学4年生～中学3年生を対象に社会的自立を目指すための相談や学習支援、行事、進路相談、教育支援等を行うことできた。	○	年間を通し、不登校児童生徒が通う教室として運営。
78	松戸市教育支援センター「ほっとステーション」運営	松戸市在住の小中学生を対象に、不登校を主訴として教育相談に来談する市内の児童生徒を対象に、社会的自立を目指した支援を行う。家から出れない児童生徒に対し訪問相談を実施している	P.46	児童生徒課	年間を通し、不登校児童生徒が通う居場所として運営。アウトリーチ型の訪問相談も実施。	適切に1年間運営した。	小学1年生～中学3年生を対象に不登校児童生徒の居場所とした活動を中心に運営することができた。また、アウトリーチ型の支援、訪問相談を行うことができた。	○	年間を通し、不登校児童生徒が通う居場所として運営。アウトリーチ型の訪問相談も実施。
79	長期欠席児童生徒月例報告	長期欠席(30日以上)の児童生徒の統計を行い、市内の傾向を把握し、対策を講じる	P.46	児童生徒課	各月、市内小中学校より報告を受け、集計、状況を把握し、長欠不登校児童生徒に対し、早期発見・早期対応、未然防止及びいずれにもつながりのない児童生徒について不登校支援への周知に努め、対応にあたる。	月例報告の入力シートを全面的に変更した。入力方法の徹底には至らなかったが、より機能的な分析が可能となった。毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、学校や関係部署との連携を強化した。	毎月市内各学校より報告を受け、累計・状況を把握し、分析を行った。状況を把握することで、不登校支援の周知の大切さや不登校の未然防止・早期発見・早期対応について対策ができた。	○	各月、市内小中学校より報告を受け、集計、状況を把握し、長欠不登校児童生徒に対し、早期発見・早期対応、未然防止及びいずれにもつながりのない児童生徒について不登校支援への周知に努め、対応にあたる。
80	救急隊員に対する各種研修会、救急活動事後検証の開催	人材の育成と職員の意識改革により現有消防力を効果的に運用し、強靱な組織づくりを図る	P.46	救急課	実施を継続	・各種研修会 年3回実施（5月、7月、10月） ・事後検証 年2回実施（8月、2月）	各種の研修会や事後検証会等を通じて、自殺に関連する情報共有を図ることができた。	○	実施を継続
81	医療関係連携業務（救急関係機関との連絡調整に係る会議等への出席）	迅速かつ的確な救急活動を実現するため、医療機関、保健所等の各種関係機関との連携を強化し、円滑な業務の遂行を図る	P.46	救急課	実施を継続	松戸市病院長連絡協議会 年5回（4月、6月、9月、12月、3月）	救急関係機関との連携調整に係る会議に参加し、連携の強化と円滑な業務の遂行を図ることができた。	○	実施を継続

第2期自殺対策計画進捗確認シート R7

評価項目一覧(計画書47～48ページ)

通番	施策	評価指標	担当課	目標(令和10年度)	策定時(令和4年度)	令和6年度
1	基本施策1 生きる支援につながるネットワークの強化	松戸市自殺対策推進部会に参加する関係機関・団体数	健康推進課	10	8	8
2		「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の配付数	健康推進課	5,000	2,685	4,746
3	基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修等受講者数累計	健康推進課	4,200	3,148	4,185
4		ゲートキーパー養成研修受講後アンケートで、「悩みを抱えている人に声をかけることができると思う」と回答した人の割合	健康推進課	90%以上	90.9%	84.5%
5	基本施策3 市民への啓発と周知	メンタルチェックシステム「こころの体温計」年間アクセス数	健康推進課	60,000以上	65,442	63,119
6		「生きる支援相談窓口」の相談件数	健康推進課	1,200	543	1,762
7	基本施策4 自殺未遂者等への支援の充実	自殺未遂者等対応のための研修の実施	健康推進課	実施	未実施	未実施
8	基本施策5 自死遺族等への支援の充実	自死遺族支援を行う関係機関・関係団体と連携した取組	健康推進課	実施	未実施	未実施
9	基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	小中学生へのSOSの出し方に関する教育の実施	児童生徒課	継続実施	実施	実施
10		小中高生へのこころの健康に関する啓発物の配布先	健康推進課	79校 (市内小中高校)	10校 (市内私立・公立高校)	21校(市内公立中学校) 10校(市内私立・公立高校)
11	重点施策1 生活困窮者の自殺対策の推進	松戸市自立相談支援センターにおける新規相談受付件数	福祉政策課 地域福祉担当室	929	659	853
12	重点施策2 高齢者の自殺対策の推進	福祉まると相談窓口における相談件数	地域包括ケア推進課	4,000	3,376	2,298
13		収入のある仕事に就いている高齢者の割合(一般高齢者) ※1	高齢者支援課	27%	23%	R8年度に評価
14	重点施策3 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進	市内の企業経営者、労働者および勤務・経営問題の関係機関への周知啓発回数	健康推進課	8回以上	8回	8回
15	重点施策4 子ども・若者の自殺対策の推進	市内小中学校の児童生徒へのいじめ相談カードの配付	児童生徒課	継続実施	実施	実施
16		中高生の居場所の整備	子ども居場所課	7施設	5施設	5施設
17	重点施策5 女性・マイノリティ等の自殺対策の推進	乳児家庭全戸訪問事業による状況把握率	こども家庭センター 母子保健担当室	100%	100%	100%
18		ゆうまつどこころの相談における相談支援	男女共同参画課	継続実施	実施	実施

※1:いきいき安心プランに係る市民アンケート調査結果による評価(3年に1回実施)

○基本施策

取組項目	担当課	内容
1. 生きる支援につながるネットワークの強化		
「松戸市いのち支える連携ガイドブック」の作成	健康推進課	令和3年度より「松戸市いのち支える連携ガイドブック」を作成。令和6年度は4,746部配布。今年度も作成し関係機関等に配布予定。 ※資料8参照
・児童虐待防止ネットワーク関連機関間での連携 ・市内医療機関との連携	こども家庭センター	・関係機関との意見や情報交換を行う会議を計画に基づいて実施。会議等の開催により関係機関との顔の見える関係の強化につながり、個別ケースの支援時にも情報共有や支援協力等の連携が図られている。 ・児童虐待に関する令和6年度の新規相談受理件数：1,360件で高止まり。今年度から新たに初期対応班を設置し、相談受付と進行管理を分担する。
2. 自殺対策を支える人材の育成		
ゲートキーパー養成研修の実施	健康推進課	・庁内職員と民生委員児童委員を対象に演習を交えて実施。 参加者数：市職員103名、民生委員児童委員97名 ・生徒指導主任者とスクールソーシャルワーカーを対象に実施。 参加者数：教職員63名、スクールソーシャルワーカー17名
3. 市民への啓発と周知		
こころの健康等に関する周知啓発	健康推進課	・9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間には、重点的に啓発、周知を実施。 ・「こころの体温計」令和6年度のアクセス数63,119件
市民向け講演会の開催		・参加者270名。今年度も令和8年1月18日に実施予定。

○基本施策

取組項目	担当課	内容
様々な相談に対応した「生きる支援相談窓口」による相談支援	健康推進課	・令和6年度相談件数：初回相談203件、継続相談1,559件、計1,762件（令和5年度より約210件増加）、ライフリンクからのつなぎ支援が3件 ※資料6、7参照
ゆうまつどころの相談における相談支援	男女共同参画課	・女性相談：延408人（面接307人、電話101人）、男性相談：延55人 ・男性相談が増加。相談内容は、夫婦関係・人間関係・仕事の相談が多い。男性相談について事業の周知が進んできていると感じる。
4. 自殺未遂者等への支援の充実		
「連携自治体アカウントカード」の配付	健康推進課	・「#いのちSOS千葉カード」を関係機関等に4,850枚配布。 ※資料9参照
6. 児童生徒のSOSの出し方に関する教育		
児童生徒を対象とする、こころの健康や相談先に関する啓発物の配布	健康推進課	・市内公立中学校全21校及び、公立・私立高校全10校の1年生に「こころの健康や相談先に関するクリアファイル」を配布。今年度からは、小中学校の保健室だよりを活用した啓発を実施予定。
小中学生へのSOSの出し方に関する教育	児童生徒課	・豊かな人間関係づくりプログラムを作成し、小中学校に配付。 ・授業で子供たちにストレスの対処法等を教えている。

○重点施策

取組項目	担当課	内容
1. 生活困窮者の自殺対策の推進		
松戸市自立相談支援センターにおける包括的支援の実施	福祉政策課	・低所得者支援事業の相談件数が減少。 （法外援護金の申請件数：令和6年度126件） ・生活困窮者自立支援事業の相談件数は増加。物価高の影響が考えられる。 （令和6年度 新規相談受付件数：853件） ・就労支援においては、若者と企業とのマッチングが課題。
松戸市消費生活センターにおける相談支援	消費生活課	・多重債務に関する相談：30件台/年で推移 ・相談内容：借金の返済、借金を減額する方法等。 ・生活相談員が内容を聞き取り、弁護士会の多重債務相談や法テラスを案内する。
2. 高齢者の自殺対策の推進		
福祉に関する困り事について専門職が行う相談（福祉まると相談窓口）の実施	地域包括ケア推進課	・福祉まると相談窓口の相談件数（本人や親族からの相談）が減少。 （令和6年度2,298件） ・地域住民や地域包括支援センター等の関係機関からの相談が増えている。 ・令和6年度よりオンライン相談を実施。若年層や現役世代から需要がある。
高齢者の居場所づくり	高齢者支援課	・社会参加による生きがいづくりを進めている。 住民主体の通いの場（元気応援くらぶ）は103団体が活動中。 介護支援ボランティア制度、グリーンスローモビリティ事業の実施

○重点施策

取組項目	担当課	内容
3. 勤務・経営問題に関わる自殺対策の推進		
社会保険労務士による労働相談の実施	商工振興課	・労働相談件数が増加。（令和6年度労働相談件数：139件） ・相談内容は、労働条件や社会保険、雇用保険に関するものが多く、パワハラ等ハラスメントに関するものも増えている。
4. 子ども・若者の自殺対策の推進		
学校におけるいじめ対策の実施	児童生徒課	・いじめの未然防止、早期発見に取り組んでいる。 - 教師の人権意識の向上のための研修、いじめ防止の授業の実施、教育相談、学校生活アンケート（月1回）、Web QUの実施
児童生徒への相談先の周知	児童生徒課	・いじめ電話相談ダイヤルのカードを小中学校の児童生徒に配付。 ・相談があれば、担当者が詳細を聞き取り、関係機関の紹介や対応方法をアドバイスしている。
いじめ相談窓口の設置	こども家庭センター	・いじめ相談担当室において「子どもSOS相談窓口」を設置。 ・相談方法：電話、対面、メール、LINE。小学生については、いじめに限らず悩みを相談できる「SOS相談電話」を開放。 ・GIGAスクールタブレットにwebチャットへのリンクのショートカットを設置
子ども・若者の居場所づくり	子ども居場所課	・常盤平児童館で青少年の相談を実施。家庭教育相談員を配置し、電話や来所相談に対応。 ・遊びを通して信頼関係が築けると相談につながる傾向がある。 ・相談内容：交友関係、家庭に関すること、学校に関することが多い。

○生きる支援関連施策

取組項目	担当課	内容
重層的支援体制整備事業 における相談支援事業	障害福祉課	・市内3ヶ所にある基幹相談支援センター及び柏市の社会福祉法人桐友学園に障害者の相談を業務委託している。 ・相談件数：令和6年度 25,013件。増加傾向。 ・相談内容：福祉サービスの利用、健康や医療、家族や人間関係に関する事等。 ・医療機関受診の同行、障害福祉サービスの導入、定期的な面談を設けて傾聴することで不安を解消するなど、個々の特性に合わせた支援を実施している。

○その他

担当課	内容
救急課	・令和6年の救急出動件数：31,585件。うち、自殺は252件（0.7%）。 ・オーバードーズが非常に増えている。その他、自傷、い首、高所からの転落、練炭等の使用等。 ・自傷ではないが、生活破綻している方や一人で生活するのが厳しいという方に対しては、地域包括ケア推進課と連携し、支援している。
生活支援課	生活保護の相談の中で、希死念慮を持っている方もいる。保護を受けていればケースワーカーが窓口になり、嘱託医やかかりつけの医療機関へのつなぎ等、適切な支援が行えるよう対応している。
障害福祉課	・現状は自傷後、治療を終えた上で障害福祉サービスを利用する段階で初めて関わりが出てくる。 ・自殺のリスクの程度が様々で、医学的所見や治療的介入の状況が把握できない中で対応を行っているため、自殺未遂者へ負担を強いているのではないかと考えている。
地域包括ケア推進課	・福祉まると相談窓口で希死念慮等、自殺に分類できる相談は令和6年度に12件あった。 ・相談員の方でまずは傾聴に努め、主訴をアセスメントし、健康推進課やいのちの電話や障害福祉課、生活困窮者相談窓口等の専門機関につないでいる
児童生徒課	保護者の自殺未遂等の情報は学校で全てを把握していない。把握した場合は、福祉関係や家庭環境の対応、スクールソーシャルワーカーや心理士による心のケアを実施している。
こども家庭センター	自殺願望のある子は実際にいる。課のケースワーカー（心理士等）が原因を取り除く働きかけを行う中で、保護者や家庭の環境等、背景も含めて相談にのったり、学校とも連携をとっている。

生きる支援相談窓口 相談実績（R6/4月～R7/3月）

※初回：当窓口初めて相談する場合に計上

※継続：当窓口相談するのが2回目以降の場合に計上

（ただし、前回の相談日から3か月以上経過している場合は初回に計上）

（１）相談件数

	初回				継続				合計			
	電話	面接	訪問	計	電話	面接	訪問	計	電話	面接	訪問	計
4月	19	0	0	19	115	0	0	115	134	0	0	134
5月	15	0	0	15	115	0	0	115	130	0	0	130
6月	20	0	0	20	120	1	0	121	140	1	0	141
7月	23	0	0	23	136	0	0	136	159	0	0	159
8月	16	0	0	16	145	1	0	146	161	1	0	162
9月	20	0	0	20	133	0	0	133	153	0	0	153
10月	11	0	0	11	133	1	0	134	144	1	0	145
11月	14	0	0	14	121	0	0	121	135	0	0	135
12月	13	1	0	14	140	0	0	140	153	1	0	154
1月	20	0	0	20	132	2	1	135	152	2	1	155
2月	12	1	0	13	122	0	0	122	134	1	0	135
3月	18	0	0	18	141	0	0	141	159	0	0	159
計	201	2	0	203	1,553	5	1	1559	1754	7	1	1,762

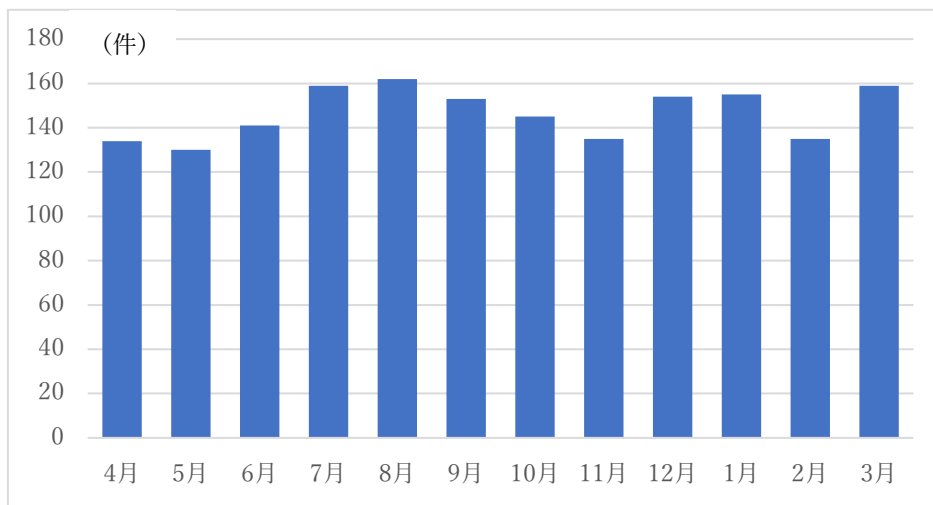
（２）相談者の性別・年齢

	男性			女性			計		
	初回	継続	計	初回	継続	計	初回	継続	計
20歳以下	1	0	1	2	11	13	3	11	14
20代	3	1	4	8	20	28	11	21	32
30代	15	35	50	24	376	400	39	411	450
40代	17	5	22	19	210	229	36	215	251
50代	19	244	263	35	471	506	54	715	769
60代	7	1	8	21	98	119	28	99	127
70代	5	1	6	16	82	98	21	83	104
80歳以上	2	2	4	7	2	9	9	4	13
不明	0	0	0	2	0	2	2	0	2
計	69	289	358	134	1,270	1,404	203	1,559	1,762

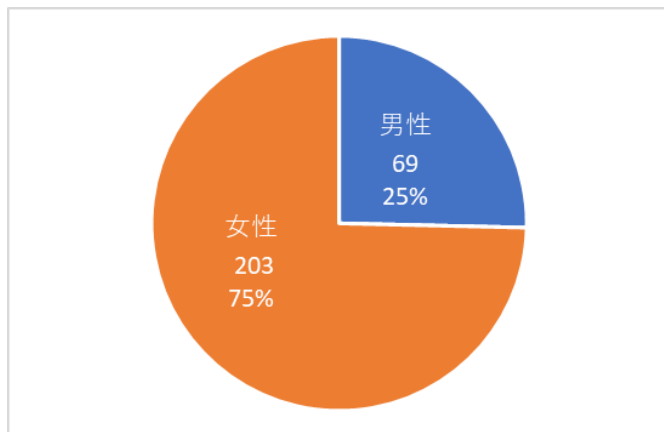
（３）相談者の累計相談回数（R6,4～R7,3）

累計相談回数	実人数
1回	70
2回	15
3回	5
4回以上	35
計	125

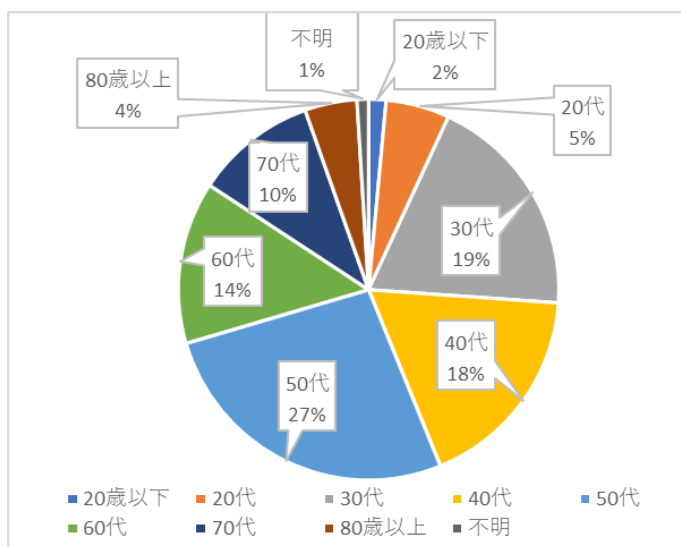
(1) 相談件数の推移



(2) 相談者の男女別割合 (初回相談)



(3) 相談者の年代別割合 (初回相談)



(4) 相談経路 (初回相談 203 名)

本人	家族	知人	関係機関	計
195	7	0	1	203

(5) 相談内容 ※初回相談203名、1人につき複数計上

		男性	女性	計
生き方・生きがい		4	6	10
孤独		7	5	12
仕事		10	14	24
経済		11	3	14
家族		6	35	41
再掲	育児	0	7	7
	介護	0	0	0
夫婦		5	10	15
対人		3	36	39
再掲	ひきこもり	0	3	3
男女		3	3	6
身体		9	10	19
精神		33	61	94
計		91	193	284

(6) ライフリンクからのつなぎ支援

つなぎ支援とは：ライフリンクの電話・SNS相談を利用した市民で、継続的な支援の必要がある方（同意を得られた方）について、市が情報を引き継ぎ、相談者の抱える課題の解決を図れるよう、関係機関と連携して支援を行うもの。

	性別	年代	相談・支援内容
1	男性	50代	【主訴】住む所がなく路上生活。所持金がほとんどない。 【課題】日雇い労働のため、収入が不安定。希死念慮。 【支援】生活支援課に同行。自立相談支援センター、ほっとねっとと連携し、情報提供。
2	男性	30代	【主訴】お金も食材もない。窮状を生活支援課のCWに分かってもらえない。 【課題】パチンコ浪費癖、借金トラブル、精神障害、受診中断、希死念慮。 【支援】生活支援課CWと情報共有、生活の立て直しについて助言。
3	女性	30代	【主訴】仕事が続かず、お金がない。受診もできていない。 【課題】生活困窮、精神障害、受診中断、自殺未遂。 【支援】家庭訪問により状況把握。小金基幹相談支援センター（おんぷ）に支援依頼。

あなたのきもち、 話してみませんか？

松戸市には、生きづらさを感じている方のための相談窓口があります。
相談しやすい方法で、お気軽にご相談ください。

生きる支援相談窓口

(松戸市健康推進課)

精神保健福祉士・保健師などの専門職が
お話を伺います。

☎ **047-703-9293**

- 月曜から金曜 8時30分～17時
(祝日・年末年始を除く)

NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク

毎日、電話やSNSで相談できます。

【電 話】 **#いのちSOS**

- 毎日 24時間



☎ **0120-061-338**

【SNS】 **生きづらびっと**

- 毎日 8時～22時30分
(22時まで受付)



生きるのがしんどい人のための
オンライン広場

**「かくれてしまえば
いいのです」**

(匿名・無料で24時間利用可能)



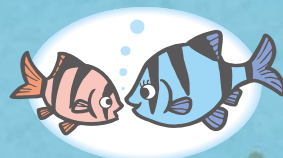
相談者を協力して支援するため、
松戸市とライフリンクは、
連携協定を締結しています。

その他の窓口のご案内

★千葉いのちの電話

仕事、家族、生き方、人間関係など さまざまな悩みをお話してください。

☎ **043-227-3900** 24時間365日受付



★よりそいホットライン

どんなひとのどんな悩みにも 専門の相談員と一緒に解決する方法を探します。

☎ **0120-279-338** 24時間365日受付

【メール・チャット相談URL】 <https://comarigoto.jp>



主な相談窓口一覧

あなたが利用できる窓口があります

令和6年8月現在

	名 称	相 談 内 容	相談方法					相談受付日時	問い合わせ・相談先
			来所	電話	FAX	メール	SNS		
心身の健康	健康相談 (松戸市健康推進課)	保健師、栄養士、歯科衛生士が、健康に関する相談や専門的な窓口のご案内をしています。	●	●	●	●		月～金曜 8時30分～17時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-366-7481 Fax : 047-363-9766 メール : mckenkou@city.matsudo.chiba.jp
	千葉県松戸保健所 (松戸健康福祉センター)	【精神保健福祉相談】おもに精神科受診を検討している方またはご家族に対して、精神保健に関する相談をお受けします。 【酒害相談】アルコールに関するご相談をお受けします。 【思春期相談】思春期の「からだ」や「こころ」の悩みを持つご本人やご家族等の相談をお受けします。	●	●	●	●		直接保健所に問い合わせ	☎ 047-361-2138 ※保健所(健康福祉センター)職員による電話相談もお受けしています。 月～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)
	福祉まるごと相談窓口 (松戸市地域包括ケア推進課)	福祉に関する困り事の相談窓口です。専門職が相談者とともに考え、課題を整理し、必要なサービスを紹介したり、担当の課におつなぎします。	●	●				月～金曜 9時～16時30分 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-366-1100
福祉・障害	中央基幹相談支援センター CoCo	障害福祉サービスに関することなど、様々な困りごとや悩みについて、一緒に解決方法を考えます。		●					☎ 047-308-5028 Fax : 047-366-1138 メール : matsudo-kan@bz04.plala.or.jp
	小金基幹相談支援センター おんぶ	障害福祉サービスに関することなど、様々な困りごとや悩みについて、一緒に解決方法を考えます。	●	●	●	●		月～金曜 8時30分～19時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-712-2112 Fax : 047-712-2126 メール : kikan-kogane@matsusato.or.jp
	常盤平基幹相談支援センター ふれあい	様々な障害をお持ちの方、ご家族の方々や地域の援助者、ボランティアの方などから、福祉に関するあらゆる相談をお受けします。また、緊急相談については、24時間365日、いつでもお受けしています。		●	●	●		年中無休	☎ 047-388-6225 Fax : 047-388-6222 メール : fureai-kan@bz04.plala.or.jp
	中核地域生活支援センター まつど(ほっとねっと)	様々な障害をお持ちの方、ご家族の方々や地域の援助者、ボランティアの方などから、福祉に関するあらゆる相談をお受けします。また、緊急相談については、24時間365日、いつでもお受けしています。		●	●	●		年中無休	☎ 047-309-7677 (専門相談電話) Fax : 047-309-7678 メール : info-hotnet@harutaka-aozora.org
生活困窮・多重債務・労働問題	松戸市自立相談支援センター	経済的な不安を抱える方の相談をうかがい、就職・住居・家計管理・子どもの学習などの様々な困りごとに対して問題を整理し、解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。	●	●				月～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-366-0077
	松戸市消費生活センター	市民の方の商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談を受け付け、解決のための助言などを行っています。	●	●				月～金曜 8時30分～16時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-365-6565 (相談専用)
	松戸市社会福祉協議会	【生活福祉資金貸付制度】 低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによって、自立と生活の安定を図ることを目的とする貸付制度です。 【総合支援資金貸付・緊急小口資金貸付】 失業や休業等により収入が減少された方(世帯)に対して生活費等の資金の貸付を行っています。	●	●				月～金曜 8時30分～17時 (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-368-0912
	松戸市労働相談 (松戸市勤労会館内)	労働問題に関するトラブル等でお悩みの方の相談に、社会保険労務士がお答えします。 ※事前予約も可能です。	●	●				月・木曜 17時～20時 (年末年始・第3木曜を除く)	☎ 047-365-9666
	まつど地域若者 サポートステーション	働くことに悩みのある15歳～49歳までの現在、お仕事に就いていない方、週20時間未満で就業中の方とじっくり向き合い、その方に合った働き方を実現できるようサポートします。	●	●	●	●		月～土曜 9時30分～17時 (受付は16時30分まで) (祝日・年末年始を除く)	☎ 047-703-8301
子ども・育児・家庭	保健福祉センター (松戸市子ども家庭センター 母子保健担当室)	保健師、栄養士、歯科衛生士が、妊娠中の生活、乳幼児の発育、発達、栄養、お口の健康に関する相談を受け付けています。	●	●	●	●		月～金曜 8時30分～17時 (祝日・年末年始を除く)	中央保健福祉センター ☎ 047-366-7489 Fax : 047-363-9766 小金保健福祉センター ☎ 047-346-5601 Fax : 047-344-3400 常盤平保健福祉センター ☎ 047-384-1333 Fax : 047-394-5223 メール【3センター共通】 : mcboshihoken@city.matsudo.chiba.jp
	女性相談・家庭児童相談・ ヤングケアラー相談 (松戸市子ども家庭センター)	【女性相談】 女性の心配事やDVに関する相談、その他相談を、女性相談支援員が受け付けています。 【家庭児童相談】 子育ての不安、虐待が疑われる事案、子どもからの相談など、18歳未満の子どもに関する相談を受け付けています。相談者の秘密は守ります。 【ヤングケアラー相談】 ヤングケアラーに関する相談を受け付けています。	●	●	●	●		月～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	【女 性】 ☎ 047-366-3955 【家庭児童】 ☎ 047-366-3941 【ヤングケアラー】 ☎ 047-701-8600 Fax : 047-366-3901 メール : mckodomosoudan@city.matsudo.chiba.jp
	千葉県 子どもと親のサポートセンター	学校生活や進路に関すること、こころや身体のこと等、子どもや保護者、教職員の相談を受けています。	●	●		●	● 小中高生 対象 LINE	来所・ワンストップ(Zoom) : 月～金曜(祝日・年末年始を除く)9時～17時 電話 : 24時間365日 SNS : 火・木・日曜 18時～22時	☎ 0120-415-446 (相談ダイヤル) ※新規の来所相談は、電話(上記フリーダイヤル)で事前に申し込んでください (受付時間 平日8:30～16:30) メール : saposoudan@chiba-c.ed.jp SNS(LINE) : 二次元コードを読み取り、友だち追加 ワンストップ・オンライン(Zoom) : 二次元コードより事前予約
自死遺族	わかちあいの会「ひだまり」	ご家族や身近な方を自死によってなくされた方のわかちあいの会の案内をしています。	●					月～金曜 9時～17時 (祝日・年末年始を除く)	千葉いのちの電話 事務局 ☎ 043-222-4416



松戸市いのち支える連携ガイドブック ～令和 6 年度版～

令和 6 年 9 月発行

松戸市健康医療部健康推進課

〒 271-0072

松戸市竹ケ花 74-3 中央保健福祉センター内

電話 047-366-7486

E-mail : mckenkou@city.matsudo.chiba.jp

松戸市いのち支える 連携ガイドブック

令和 6 年度版

気づき

見守り

傾聴

つなぎ

多くの人が自殺によって亡くなっています。
令和5年には、日本で2万1,837人の方が亡くなりました。
(厚生労働省・警察庁「令和5年中における自殺の状況」)

それにもかかわらず、わたしたちは自殺を
「自分には関係ないこと」ととらえがちではないでしょうか。

つらい状態で悩み、自ら死を選ぼうとしている人が、
あなたの身近にもいるかもしれません。

本冊子は、わたしたちが、そのサインに気づき、
様々な人、機関が連携することで、つらい状態にある方が
適切な支援につながることをめざし、作成したものです。

大切な命を守るために、できることから始めてみませんか？

目次	・気づき～見守り	1～4 ページ
	・市内医療機関（精神科・心療内科）	5 ページ
	・相談窓口情報	6～14 ページ

気づき

～見逃さないで 自殺のサイン～

「自殺はその人の意思や選択によるもので、個人の問題（選択）である」と考える人が少なくありません。しかし実情は、さまざまな悩みを抱えて心理的に「追いこまれた末の死」である場合がほとんどです。必ずしも自分の意思で自殺を選び、決行するわけではないのです。

こんな様子はありませんか？

- 突然泣き出したりイライラを爆発させるなど、感情が不安定になった
- 性格が急に変わったように見える ●身なりに構わなくなった
- これまで関心のあったことに対して興味を失ったように見える
- 職場を無断欠勤したり、行方がわからなくなったりする
- 交際が減り、引きこもりがちになった
- 極端に食欲がなくなり、体重が減少したように見える
- よく眠れていないようだ ●さまざまな身体的な不調を訴えている



(出典:高橋祥友「新訂増補 自殺の危険」(金剛出版、2006)を一部改変)

こうした変化に加え、「死にたい」「もう自分はダメだ」と自殺をにわたせる言葉を口にしたときは、とくに注意しましょう。

気をつけたい自殺のサイン

1. うつ病の症状がある(気分がふさぐ、やる気が出ない)
2. 原因不明の身体の不調が長く続いている
3. 酒の量が増えた
4. 安全や健康が保てなくなった
5. 仕事の負担が急に増えた、大きな失敗をした、職を失った
6. 職場や家庭でサポートが得られない
7. 本人にとって価値あるものを失った
8. 重症の身体の病気にかかった
9. 自殺を口にする
10. 自殺未遂をした

(出典:厚生労働省)

誰にでも起こり得る危機“自殺”

地域社会や家庭、職場のつながりの減少や希薄が進む現代社会では、一人ぼっちで悩み、「生きていても役に立たない」という役割喪失感や孤独感、絶望感などにかられるなど、危機的な状態に陥ることは決して特別なことではありません。自殺問題は、まず一人ひとりが自分自身の問題としてとらえ、考えることが大切です。

●自殺の原因・動機为例

社会的な問題による悩み

暮らしの悩み

こころの悩み

うつ病
アルコール依存症
統合失調症

多重債務

生活苦

家庭不和

身体の病気

差別

経営不振

失業

過労

介護・看病疲れ

子育ての悩み

DV

学業不振

いじめ

原因はひとつではありません

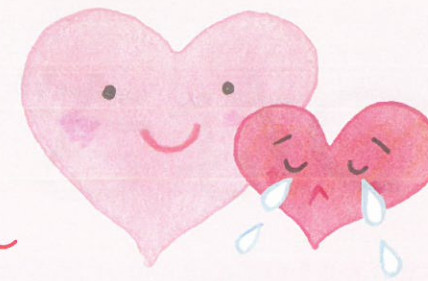
◆ある悩みが別の問題に派生するなど複雑にかみあっています。

自殺

傾聴

～まずは、じっくり話を聴いてください～

悩みが複雑になると、本人の力だけでは解決できないことがあります。「傾聴」とは、本人の気持ちを尊重し、言いたいことや悩みにじっくり耳を傾ける姿勢をいいます。急いで助言する必要はなく、相手のつらい気持ちを受け止めて、「けっして一人ではない」とわかってもらうことが大切です。



●受容

本人の気持ちや言葉を尊重し、否定せずにそのまま受け止めましょう。善悪の評価や助言は必要ありません。

●共感

相手の立場や気持ちに寄り添いましょう。

●ひたすら本人の訴えや気持ちに耳を傾ける

聞き役に徹することが大原則です。話をそらす、訴えや気持ちを否定する、安易に励ます、社会的な価値観・倫理観を押し付けるといったことは控えます。

相手が黙り込んだ場合も、じっくり待ちましょう。

話を聞いたら、「大変でしたね」「よくやってこられましたね」とねぎらいの気持ちを言葉にして伝えましょう。



危険サインは“こころの不調”

◆うつ病

自殺を図った人の直前のこころの健康状態をみると、大多数が悩みやストレスをきっかけに、右のような精神疾患を発症し、その影響で判断力や生きる意欲を失っていたことがわかりました。普段から不眠や食欲不振、気分の落ち込みなど、こころの不調を見逃さないことが大切です。

◆統合失調症

幻聴や妄想、頭の中が混乱して考えがまとまらなくなる思考障害、興奮、意欲の低下や閉じこもりなどがみられます。発病を自覚できず、本人より家族や友人が異変に気づくケースが多くみられます。

◆アルコール依存症

「これではいけない」とわかっていても、なかなか飲酒習慣が断ち切れず、セルフコントロールがきかなくなり身体、精神、対人関係に問題が出てくる病気です。背後に大きな悩みを抱えていたり、不眠やうつ病を合併していたりすることも少なくありません。

有効な治療法が確立しています

◆早期に医療機関等を受診し、適切な治療を。

※市内医療機関(精神科・心療内科)の情報については、5ページを参照してください。

つなぎ

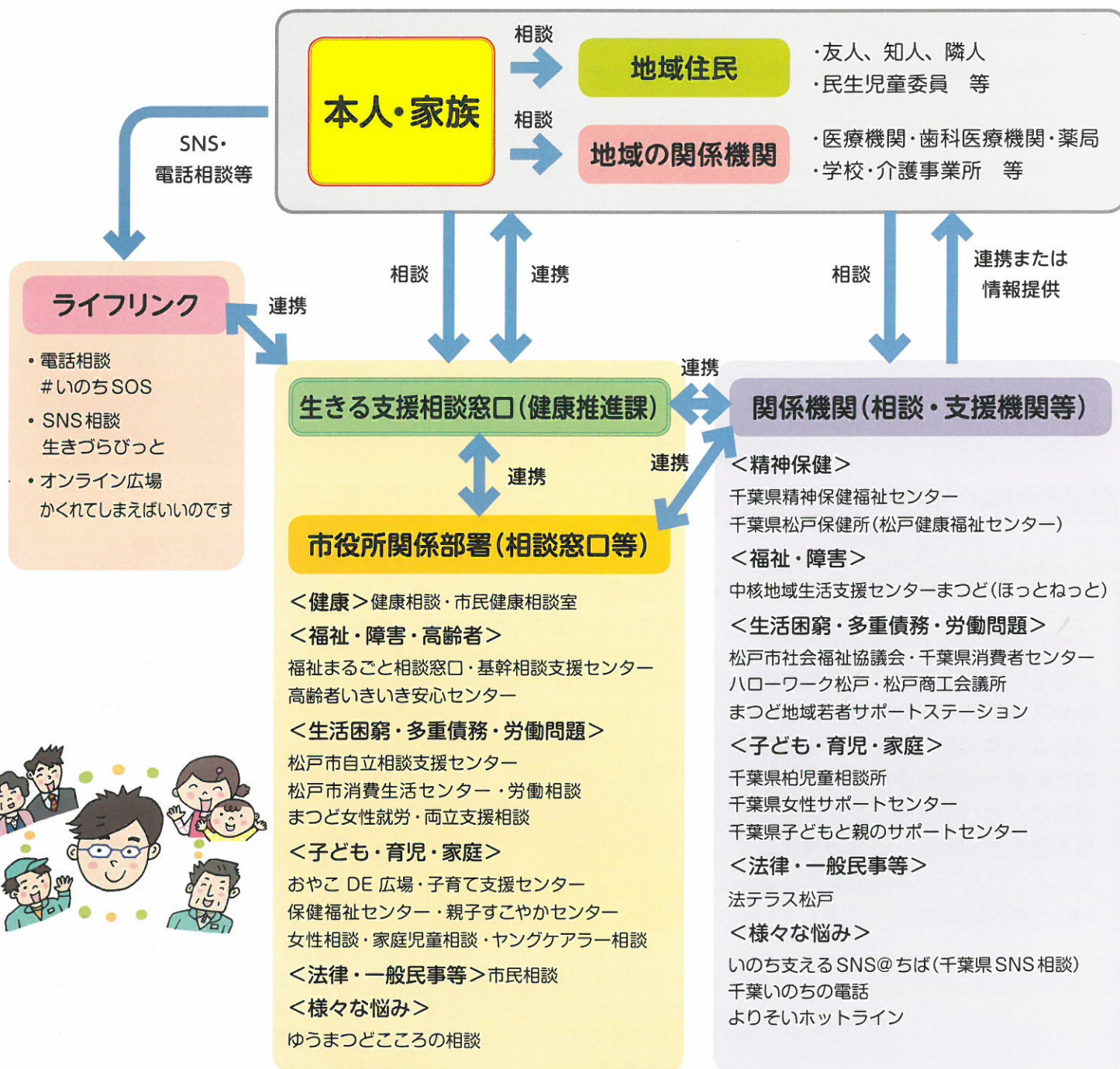
～解決に向けた窓口は必ずあります～

死を考えるほど追いつめられている人は、さまざまな問題を一人で抱えて深刻に悩んでいます。それぞれの専門の相談機関(下記参照)がありますので、解決に向けた適切な窓口につながるようサポートしましょう。

松戸市いのち支える相談窓口連携図

自殺対策に関連する相談窓口の連携についてまとめた図です。

市は、全国で電話・SNS 相談を実施する「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」と協力して相談者を支援するための連携協定を締結しています。健康推進課の「生きる支援相談窓口」が窓口となり、庁内外の関係部署、関係機関と連携し、悩みや生きづらさを抱えた本人、家族を支援します。



見守り

～温かく寄り添いながらじっくりとあせらず見守りましょう～

こころのサインに気づき、抱えている悩みや問題を聴いて、専門機関につないだからといって、悩みを抱えた人がすぐに元気になるわけではありません。いままでどおり自然な雰囲気ですぐ声をかけたり、家庭や職場で身体や心の負担が減るように配慮したりして、あせらず温かく見守りながら回復を支えましょう。

ゲートキーパーについて

「ゲートキーパー」は、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

自殺は心理的に“追い込まれた末の死”であると考えられ、誰かが手を差し伸べることで、防ぐことができる可能性があります。

ゲートキーパーになるために、高度な専門性は必要ありません。仕事などで普段接している人が、何か悩んでいるように見えたら、まず声をかけることから始めてみてください。



松戸市では平成23年度よりゲートキーパー養成研修を実施しています。最新の研修情報は松戸市のホームページをご確認ください。

誰も自殺に追い込まれることのない社会へ

いま、日本では社会全体でいのちを支え、生きる支援をする仕組みづくりを進めています。連携を高めて築いていくネットワークづくりには、あなたの手も必要です。それぞれの手と手をつなぎあい、大切ないのちを支えあっていきましょう。

◆ **地域・社会全体で**
相談支援体制の充実／生きる支援のネットワークづくり

◆ **家庭・職場・近隣で**
悩んでいる人への気づき／専門機関へのつなぎ

◆ **一人ひとりで**
ひとりで悩まず相談する／こころの不調への気づきと対処／こころの健康づくり

社会的な問題による悩み

暮らしの悩み

こころの悩み

市内医療機関
(精神科、心療内科の外来診療を行っている医療機関)

※令和6年8月時点の情報です。掲載の許可を得た医療機関のみ掲載しています。

地区	名称	診療科目	自立支援医療機関	住所 電話番号
松戸	松戸東口ただメンタルクリニック	心・精 児童精	○	松戸 1176-2 KAMEI ビル 2 階 ☎ 047-712-2901
	生駒会松戸診療所	精・心	○	根本 2-20 リリー松戸 1F ☎ 047-710-9738
	ただメンタルクリニック	心・精	○	本町 14-18 松戸トシオビル 3F ☎ 047-330-2006
明第1	のむらクリニック	心・精		小根本 42-3 アセット松戸Ⅱ 301 ☎ 047-362-8633
東部	こども発達 リハビリクリニックむさしの	精・心 児童精	○	東松戸 3-5-7 ラグジュアリーガーデン 2F ☎ 047-712-0300
常盤平	常盤平神経科クリニック	精・心	○	常盤平 5-20-1-2F 202 号室 ☎ 047-384-3121
	恩田第二病院	精・心	○	金ヶ作 302 ☎ 047-387-3761
	ソフィアクリニックますだ	精・心	○	日暮 1-1-1 八柱駅第 2 ビル 3F ☎ 047-392-1137
	八柱よしざわ メンタルクリニック	心・精		日暮 2-5-17 パークハイツ八柱 2F ☎ 047-383-8822
新松戸	新松戸駅前 こころのクリニック	心・精	○	新松戸 1-439-8 新松戸岡田ビル 3F ☎ 047-347-0556
	新松戸メンタルクリニック	精	○	新松戸 4-2-2 エス・エフ新松戸ビル 3F ☎ 047-309-6530
小金・小金原	旭神経内科 リハビリテーション病院	精	○	栗ヶ沢 789-1 ☎ 047-385-5566
	松戸ホームタウンクリニック	心・精 ※高齢者(65歳以上)対象	○	小金原 6-5-4 小金原団地 ☎ 047-711-6910

【診療科目】心：心療内科 精：精神科 児童精：児童精神科
【自立支援医療機関】自立支援医療機関（精神通院医療）に指定されている医療機関
※休日などについては各医療機関に直接、電話でご確認ください。

相談窓口情報

※令和6年8月時点の情報です

- ・心身の健康 6 ページ
- ・福祉・障害・高齢者 7 ページ
- ・生活困窮・多重債務・労働問題 8 ページ
- ・子ども・育児・家庭 10 ページ
- ・法律・一般民事等 13 ページ
- ・生きづらさ・様々な悩み 13 ページ

市：市役所各窓口

関：関係機関の窓口

24：24 時間対応窓口

心身の健康に関する相談窓口

市 健康相談

来所・電話・月～金曜 8：30～17：00
FAX・メール (祝日・年末年始を除く)
☎ 047-366-7481 Fax 047-363-9766
メール：mckenkou@city.matsudo.chiba.jp

健康に関する相談や専門的な窓口のご案内をしています。【相談員：保健師、栄養士、歯科衛生士】



市 市民健康相談室

来所・電話 月～金曜 (祝日・年末年始を除く) 8：30～12：15、13：00～17：00
(本庁・小金のみ 8：30～17：00)

	場 所	電話番号
矢 切	矢切支所内	047-362-3181 (支所代表)
東松戸	東松戸支所内	047-703-0606 (直通)
常盤平	常盤平支所内	047-387-2131 (支所代表)
六 実	六実市民センター内	047-384-2525 (直通)
小 金	小金保健福祉センター内	047-346-5601 (直通)
馬 橋	馬橋支所内	047-345-2133 (直通)
小金原	小金原支所内	047-344-4151 (支所代表)
新松戸	新松戸支所内	047-343-5111 (支所代表)
本 庁	市役所本館 1 階	047-366-1111 (内線 7750)

○市民の身近な健康相談の場として保健師がご相談をお受けしています。妊娠中や子育て中の母子の健康や育児についての相談も受け付けています。

○各種届出により健康状態を把握し、状況に応じて必要な支援につなげています。【相談員：保健師】

関 千葉県精神保健福祉センター

電話 【こころ】 月～金曜 9：00～18：30 (祝日・年末年始を除く)
【依存症】 月～金曜 9：30～16：30 (祝日・年末年始を除く)
【ひきこもり】 月～金曜 9：30～16：30 (祝日・年末年始を除く)

【こころ】 ☎ 043-307-3360 【依存症】 ☎ 043-307-3781 【ひきこもり】 ☎ 043-307-3812

○こころの電話相談：こころの健康に関する悩みや医療機関、支援機関に関する情報提供について、ご本人やご家族からの相談を相談専用電話で受けています。

○依存症電話相談：アルコール、薬物、ギャンブル等の問題でお困りのご本人やご家族、支援者からの相談を電話で受けています。

○ひきこもり相談電話：「ひきこもり」に関するご本人、ご家族からのご相談をお受けします。

関 千葉県松戸保健所（松戸健康福祉センター）

来所（予約制） 【精神保健福祉】第1木曜、第3月曜 14:00～16:00
 【酒 害】第3木曜 14:00～16:30
 【思 春 期】直接保健所に問い合わせ

松戸市小根本7
 ☎ 047-361-2138

○精神保健福祉相談：おもに精神科受診を検討している方またはご家族に対して、精神保健に関する相談をお受けします。

【相談員：医師、精神保健福祉相談員、保健師】

○酒害相談：アルコールに関するご相談をお受けします。

【相談員：医師、精神保健福祉相談員、保健師】

○思春期相談：思春期の「からだ」や「こころ」の悩みを持つご本人やご家族等の相談をお受けします。

【相談員：臨床心理士】

※上記のほかに、保健所（健康福祉センター）職員による電話相談もお受けしています。 月～金曜 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）



福祉・障害・高齢者に関する相談窓口

市 福祉まるごと相談窓口

来所・電話 月～金曜 9:00～16:30
 （祝日・年末年始を除く）

・市役所本館 1 階 地域包括ケア推進課内 ☎ 047-366-1100

福祉に関する困りごと（サービスや制度を知りたい、どこに相談したらよいかわからない等）の相談窓口です。専門職が相談者とともに考え、課題を整理し、必要なサービスを紹介したり、担当の課におつなぎします。

【相談員：医療、福祉の専門職】

市 基幹相談支援センター

来所・電話・FAX・メール 月～金曜 8:30～19:00（祝日・年末年始を除く）

・中央基幹相談支援センター CoCo
 （総合福祉会館 2 階） ☎ 047-308-5028 Fax 047-366-1138
 メール：matsudo-kan@bz04.plala.or.jp
 ・小金基幹相談支援センターおんぷ
 （小金 442-14 秋山ビル 3 階） ☎ 047-712-2112 Fax 047-712-2126
 メール：kikan-kogane@matsusato.or.jp
 ・常盤平基幹相談支援センターふれあい
 （健康福祉会館 1 階） ☎ 047-388-6225 Fax 047-388-6222
 メール：fureai-kan@bz04.plala.or.jp

障害福祉サービスに関することなど、様々な困りごとや悩みについて、専門機関や地域の様々な方々と協力し、必要な情報を提供しながら、一緒に解決方法を考えていきます。必要に応じてご自宅などにも訪問します。ひきこもりに関する相談も受け付けます。【相談員：専門相談員】

市 高齢者いきいき安心センター

来所・電話

月～金曜 8:30～17:00（祝日・年末年始を除く）
 ※開所日時に相談が難しい場合にはお問い合わせください。

	住 所	電話番号
明第 1	稔台 7-13-2 第 3 山田マンション 101-A	047-700-5881
明第 2 西	栄町西 3-991-15	047-382-5707
明第 2 東	上本郷 3196 パインツリーコート 1 階	047-382-6294
本庁	松戸 1292-1 シティハイツ 1 階	047-363-6823
矢切	上矢切 299-1 総合福祉会館内	047-710-6025
東部	紙敷 1186-8 第二南花園内	047-330-8866
常盤平	常盤平 3-11-1 西友常盤平店 5 階	047-330-6150
常盤平団地	常盤平 2-24-2 常盤平団地中央商店街 C-5	047-382-6535
五香松飛台	五香西 2-35-8 斉藤ビル 1 階	047-385-3957
六美六高台	六高台 2-6-5 リバティベル 1 階	047-383-0100
小金	小金 3 高橋ビル 4 階	047-374-5221
小金原	栗ヶ沢 789-22	047-383-3111
新松戸	新松戸 1-414 大清堂ビル 1 階	047-346-2500
馬橋西	西馬橋広手町 40-1 秀栄ビル 101	047-711-9430
馬橋	中和倉 130 第 1 コーポオンダ 1 階	047-374-5533

社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなどが中心になって、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ち、安定した生活が送れるよう、適切なサービスや制度の利用につなげています。

【相談員：社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーなど】

24 関 中核地域生活支援センターまつど（ほっとねっと）

電話・FAX・メール 年中無休

松戸市新松戸 3-15 KS12 ビル 1-A
 ☎ 047-309-7677（専門相談電話） Fax 047-309-7678
 メール：info-hotnet@harutaka-aozora.org

相談者の対象は問いません。様々な障害をお持ちの方、ご家族の方々や地域の援助者、ボランティアの方などから、福祉に関するあらゆる相談をお受けします。また、緊急相談については、24 時間 365 日、いつでもお受けしています。

生活困窮・多重債務・労働問題に関する相談窓口

市 松戸市自立相談支援センター

来所・電話

月～金曜 9:00～17:00
 （祝日・年末年始を除く）

市役所本館 3 階 ☎ 047-366-0077

経済的な不安を抱える方の相談をうかがい、就職・住居・家計管理・子どもの学習などの様々な困りごとに対して問題を整理し、それらの解決に向けて相談支援員が寄り添って支援を行います。

【相談員：専門の相談支援員】

市 松戸市消費生活センター

来所・電話 月～金曜 8:30～16:00 (祝日・年末年始を除く)
 京葉ガスF松戸第2ビル5階
 ☎ 047-365-6565 (相談専用)

市民の方からの商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活に関する相談を受け付け、解決のための助言などを行っています。【相談員：専門の消費生活相談員】

市 労働相談

来所・電話 月・木曜 17:00～20:00 (年末年始・第3木曜日を除く)
 松戸市勤労会館
 ☎ 047-365-9666

労働問題に関するトラブル等でお悩みの方の相談に、社会保険労務士がお答えします。
 【相談員：社会保険労務士】 ※事前予約も可能です



市 まつど女性就労・両立支援相談

来所 (予約優先)・火・水・木曜 10:00～15:00 第1・3金曜 17:30～20:30
 オンライン相談 (予約制) 第2木曜は起業相談も可 (祝日・休館日を除く)
 男女共同参画センターゆうまつど
 ☎ 047-364-8783

再就職や就労継続、転職、仕事と家庭・子育て・介護との両立支援など、働きたい女性の相談をお受けします。
 【相談員：キャリアコンサルタント】※相談中にお子さんの見守りもできます。(6ヶ月～就学前、相談日の1週間前までに要予約)

関 松戸市社会福祉協議会

来所 (予約制)・電話 月～金曜 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
 松戸市上矢切 299-1
 ☎ 047-368-0912

○生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯等に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことによって、自立と生活の安定を図ることを目的とする貸付制度です。

○総合支援資金貸付・緊急小口資金貸付

失業や休業等により収入が減少された方(世帯)に対して生活費等の資金の貸付を行っています。
 ※貸付には審査があり、ご希望に添えない場合もあります。

関 千葉県消費者センター

来所・電話 月～土曜 (祝日・年末年始を除く) 9:00～16:30 (土曜は16:00まで)
 船橋市高瀬町 66-18
 ☎ 047-434-0999 (相談専用電話)

商品やサービスの契約トラブルなどの消費生活や多重債務に関する相談を受け付けています。
 ※来所される場合は事前にお電話ください。

関 ハローワーク松戸

来所・電話 月～金曜 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
 松戸市松戸 1307-1 松戸ビル3階、5階、10階
 ☎ 047-367-8609



地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。

関 まつど地域若者サポートステーション

来所 (予約制)・月～土曜 (祝日・年末年始を除く)
 電話 (予約制) 9:30～17:00 (受付は16:30まで)

松戸市松戸 2060 松戸商工会議所別館2階
 ☎ 047-703-8301

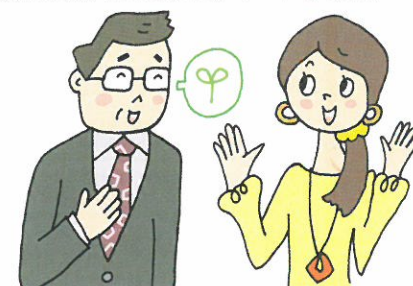
働くことに悩みのある15歳～49歳までの現在、お仕事に就いていない方、週20時間未満で就業中の方とじっくり向き合い、キャリアコンサルティング、就職準備セミナー、職場見学・体験をアレンジし、その方に合った働き方を実現できるようサポートします。

関 松戸商工会議所

来所・電話・月～金曜 9:00～17:00
 FAX・メール (祝日・年末年始を除く)

松戸市松戸 1879-1 ☎ 047-364-3111
 Fax 047-365-0150 【メール】info@matsudo-cci.com

松戸市内で営業している商工業者の方は、法人、団体、個人事業主を問わず、どなたでも加入できます。会員になると、様々な情報が得られるほか、各種無料相談を受けることもできます。



子ども・育児・家庭に関する相談窓口

市 おやこ DE 広場・子育て支援センター

来所・電話 施設により異なる ※詳細は電話やホームページを参照

【おやこ DE 広場】

名 称	住 所	電話番号
おやこ DE 広場ゆうまつど	本町 14-10 男女共同参画センターゆうまつど 3 階	090-9385-7714
ほっとるーむ松戸	松戸 1307-1 松戸ビルディング 4 階松戸文化ホール内	047-393-8531
おやこ DE 広場にこにこキッズ	松戸 1155 聖徳大学 1-F 館	047-365-1111
おやこ DE 広場南花島	南花島 4-63-5 旧土地開発公社脇プレハブ	080-5877-6239
おやこ DE 広場北松戸	上本郷 3870 北松戸保育所 2 階	047-367-4848
おやこ DE 広場旭町	旭町 1-174 シニア交流センター 3 階	080-3285-7673
おやこ DE 広場馬橋	(月・水・金) 中根 459 中根公民館 (火) 馬橋 1854-3 馬橋東市民センター	090-9831-1140
ほっとるーむ新松戸	新松戸 3-1-4 新松戸未来館 1 階	047-375-8737
おやこ DE 広場北小金	(水・木・金) 小金 1 ピコティ北小金東館 2 階 (月) 小金 2 ピコティ西館 3 階小金保健福祉センター	080-3588-8352
おやこ DE 広場小金原	(月・木・金・土) 小金原 2-3 根木内小学校内タウンスクール根木内 3 階 (水) 小金原 9-11-3 小金原 9 丁目会館	080-3010-1746
おやこ DE 広場根木内こども館	根木内 145 (児童養護施設 晴香園内)	047-346-3820
おやこ DE 広場野菊野こども館	野菊野 6 野菊野団地 6 号棟 2 階	047-331-1144
ほっとるーむ常盤平	常盤平西窪町 12 (常盤平児童福祉館 2 階)	090-9830-8974
おやこ DE 広場ふれあい 22	五香西 3-7-1 健康福祉会館 1 階	047-383-8803
ほっとるーむ東松戸	東松戸 3-2-1 アルフレンテ 3 階	047-701-5508
おやこ DE 広場みのり台	稔台 1-32-6	070-4097-6464
おやこ DE 広場矢切	三矢小台 3-10-5 矢切支所 2 階	070-7483-7694
おやこ DE 広場八ヶ崎	千駄堀 471 21 世紀の森と広場アウトドアセンター管理棟	080-3177-1746
ほっとるーむ八柱	日暮 1-1-1 八柱駅第 2 ビル 4 階 A 号室	047-392-7081
ほっとるーむプラーレ松戸	松戸 1149 プラーレ松戸 6 階	047-711-7676



【子育て支援センター】

名 称	住 所	電話番号
CMS 子育て支援センター	六実 6-13-2 たかさごスクール六高台内	047-394-5590
チェリッシュ・サポート・システム	野菊野 5 野菊野こども園内	047-308-5880
子すずめ子育て支援センター	日暮 1-8-4 子すずめ保育園内	047-387-0124
あおば子育て支援センター	紙敷 3-8-11 東松戸保育園内	047-387-5456
ドリーム子育て支援センター	栄町 3-185-1 さわらびこども園・さわらびドリームこども園内	070-3935-1230
はなみずき子育て支援センター	常盤平 3-25-2 はなみずきこども園内	047-710-8070
グレース子育て支援センター	大金平 3-132-1 大金平グレース保育園内	047-382-6182
風の丘子育て支援センター	大橋 300-1 認定こども園風の丘内	047-375-8447

妊婦さん及び0歳から3歳まで(子育て支援センターは未就学児まで)の乳幼児とその保護者が気軽に集える場です。

全ての施設に子育てコーディネーターが常駐しており、気軽に子育てに関する相談もできます。

※施設によって対象・時間・内容が違いますので電話やホームページ等でご確認ください。

市 保健福祉センター・親子すこやかセンター

来所・電話・月～金曜 8:30～17:00 (祝日・年末年始を除く)
FAX・メール 【メール】 mcboshihoken@city.matsudo.chiba.jp
(保健福祉センター・親子すこやかセンター共通)

中央保健福祉センター ☎ 047-366-7489/ 親子すこやかセンター中央 ☎ 047-366-7766
Fax 047-366-9766 (保健福祉センター・親子すこやかセンター共通)

小金保健福祉センター ☎ 047-346-5601/ 親子すこやかセンター小金 ☎ 047-346-6066
Fax 047-344-3400 (保健福祉センター・親子すこやかセンター共通)

常盤平保健福祉センター ☎ 047-384-1333/ 親子すこやかセンター常盤平 ☎ 047-384-8020
Fax 047-394-5223 (保健福祉センター・親子すこやかセンター共通)

○保健福祉センター:保健師、栄養士、歯科衛生士が、母子の健康や育児、歯の健康や栄養についての相談を受け付けています。

○親子すこやかセンター:保健師、社会福祉士、助産師が、妊娠から子育て期にかかわる様々な疑問や不安の相談に応じています。

市 女性相談・家庭児童相談・ヤングケアラー相談(こども家庭センター)

来所・電話・月～金曜 9:00～17:00
FAX・メール (祝日・年末年始を除く)

中央保健福祉センター3階 【女性】 ☎ 047-366-3955 【家庭児童】 ☎ 047-366-3941
【ヤングケアラー】 ☎ 047-701-8600

Fax 047-366-3901 【メール】 mckodomosoudan@city.matsudo.chiba.jp

○女性相談:女性の心配事やDVに関する相談、その他相談を受け付けています。【相談員:女性相談支援員】

○家庭児童相談:子育ての不安、虐待が疑われる事案、子どもからの相談など、18歳未満の子どもに関する相談を受け付けています。相談者の秘密は守りますので、お気軽にご相談ください。【相談員:家庭相談員】

○ヤングケアラー相談:ヤングケアラーに関する相談を受け付けています。【相談員:ヤングケアラーコーディネーター】

市 青少年相談

来所・電話 火～土曜 9:30～17:00 (年末年始を除く)

常盤平児童福祉館 ☎ 047-384-7867

子ども自身の学校・家庭・友達・性の悩みなど親にも先生にも言えない悩みや、保護者からの子どもとの接し方など、相談員が親身になって相談に応じ、その解決を援助します。【相談員:家庭教育相談員】

市 教育相談(就学・不登校に関する相談)

来所(予約制)・月～金曜 8:30～17:00
電話(予約制) (祝日・年末年始を除く)

児童生徒課 【予約】 ☎ 047-366-7600 (相談予約受付電話)

就学(年中の2月～中学3年生)、不登校(小学1年生～中学3年生)に関する相談に対応します。

【相談員:心理相談員】

関 千葉県松戸保健所(松戸健康福祉センター)

来所(予約制)・月～金曜 ※来所は金曜のみ
電話 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

松戸市小根本7 ☎ 047-361-6651 (DV相談専用電話)

夫婦間、パートナー間の身体的、精神的、性的等、あらゆる形の暴力について相談をお受けします。

関 千葉県柏児童相談所

来所・電話 月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

柏市根戸 445-12 ☎ 04-7134-4152 (電話相談)

18歳未満の児童に関する問題について、児童や保護者などからの相談に応じ、児童の最善の利益を図るために、援助や指導を行う行政機関です。

なお、来所での相談を希望される場合は、電話で予約の上、来所いただきますようお願いいたします。

24 関 千葉県女性サポートセンター

電話 電話:24時間 365日

☎ 043-206-8002 (相談専用電話)

配偶者や交際相手からの暴力、夫婦不和、ストーカー被害など女性の抱える諸問題について広く相談に応じ、保護・援助を必要とする女性の支援を行っています。

なお、来所での面接相談を希望される場合は、電話にてご相談ください。



24 関 千葉県子どもと親のサポートセンター

来所(予約制)・電話・メール 来所・ワンストップ・オンライン:
SNS(小4～6、中高生対象LINE) 月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)
ワンストップ・オンライン(Zoom) 電話:24時間 365日
SNS:火・木・日曜 18:00～22:00

千葉県稲毛区小仲台 5-10-2

☎ 0120-415-446 (子どもと親のサポートセンターフリーダイヤル)

※新規の来所相談は、上記フリーダイヤルで事前に申し込んでください
(受付時間 平日 8:30～16:30)

☎ 0120-0-78310 (24時間子供SOSダイヤル)

【メール】 saposoudan@chiba-c.ed.jp

【SNS】二次元コードより「友だち追加」➡メニューの「相談を開始する」をタップすると相談が始まります ※令和6年4月24日～5月8日、8月23日～9月7日、令和7年1月4日～1月11日は毎日実施

【ワンストップ・オンライン】Zoomでのオンライン相談 事前予約制(二次元コードより)

学校生活に関すること、心や身体のこと、その他進路や適性に関すること等、個々の状況に応じて、子ども本人や保護者、教職員の相談を受けています。



小(4～6年)中高生 ワンストップ・
「SNS相談@ちば」 オンライン相談

法律・一般民事等に関する相談窓口

市 市民相談

広報広聴課で
行っている相談



来所（予約制の場合あり）・
電話・オンライン（予約制）
内容により異なる
※ホームページ等参照

市役所本館 2 階 相談コーナー 【予約】 ☎ 047-366-1162

日常生活での様々な問題や心配ごと、悩みごと等の相談をお受けするとともに、各専門相談員による専門相談を実施しています。【相談員：専門相談員】

関 法テラス松戸

来所・電話
月～金曜 9:00～17:00
(祝日・年末年始を除く)

松戸市松戸 1879-1 松戸商工会議所会館 3 階 ☎ 0570-078316

法的トラブルの解決に向けた情報提供、相談窓口の案内を行っています。収入・資産が一定額以下の方には無料法律相談もご案内できます。

生きづらさ・様々な悩みに関する相談窓口

市 生きる支援相談窓口（健康推進課）

電話
月～金曜 8:30～17:00（祝日を除く）
☎ 047-703-9293

生きているのがつらいと感じている方のための相談窓口です。【相談員：精神保健福祉士、保健師】

市 ゆうまつどこころの相談

【女性】来所・電話（予約制） 【男性】電話

【女性のこころの相談】
・第 1 月・木曜 13:00～20:00
・第 2～第 4 月・木曜 10:00～17:00（休館日を除く）
【男性のこころの相談】
第 1・第 3 金曜 17:30～20:30（休館日を除く）

男女共同参画センターゆうまつど ☎ 047-363-0505

自分の性格や生き方、人間関係など、様々な悩みで専門カウンセラーが相談をお受けします。

24 関 NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク

電話・SNS
【電話】#いのち SOS
毎日 24 時間
【SNS】生きづらびっと
毎日 8:00～22:30 (22:00 まで受付) #いのち SOS かくれてしまえばいいのです
☎ 0120-061-338

誰にも相談できない悩みを電話、SNS で受け止めます。

※生きるのがしんどい人のためのオンライン広場「かくれてしまえばいいのです」（匿名・無料で 24 時間利用可能）もあります。

24 関 千葉いのちの電話

来所（予約制）・
電話・メール
電話：電話番号により異なる（下記参照）
対面：月・火・金 11:00、13:00、14:30

千葉市中央区本町 3-1-16 CID ビル 1 階
☎① 043-227-3900（電話相談、24 時間、365 日）
☎② 0120-783-556（毎日 16:00～21:00、毎月 10 日 8:00～翌日 8:00）
☎③ 0570-783-556（毎日 10:00～22:00）
☎④ 043-222-4331（対面相談予約専用）
【メール】ll-chiba@chiba-inochi.jp 【URL】https://www.chiba-inochi.jp/

仕事、家族、生き方、様々な人間関係、こころの痛みをお話してください。

24 関 よりそいホットライン

電話・FAX・
メール・SNS
24 時間 365 日
☎ 0120-279-338 Fax 0120-773-776
URL【電話・FAX】https://www.since2011.net/
【メール・SNS】https://comarigoto.jp/



厚生労働省の補助金事業として、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが運営する、誰でも利用できる悩み相談窓口です。どんなひとのどんな悩みにもよりそって一緒に解決する方法を探します。自殺予防、DV・性暴力、セクシュアルマイノリティ、外国語の専門相談があります。

関 いのち支える SNS@ちば（千葉県の SNS 相談）

SNS (LINE)
水、土、日曜（3 月は月曜も追加） 14:00～22:00（受付は 21:30 まで）
※自殺予防週間（9 月 10 日～16 日）は毎日実施
いのち支える SNS@ちば
様々なこころの悩みを持つ方へ、専門のカウンセラーが SNS を通じて、こころに寄り添い、支援します。電話や対面では打ち明けづらい仕事・家庭・対人関係などのこころの悩みをメッセージで気軽に相談してください。
【相談員：専門カウンセラー】



ご家族や身近な方を自死によってなくされた方が相談できる場合があります

関 わかちあいの会「ひだまり」

ご家族や身近な方を自死によってなくされた方のわかちあいの会の案内をしています。

電話
千葉いのちの電話事務局 ☎ 043-222-4416

関 認定 NPO 法人 とうかつ生と死を考える会

愛するご家族・友人などを、病気や事故、自死で亡くされた方など、死別の喪失体験をした方たちの心の痛みを分かち合う場を持っています。また電話相談、個別相談も行っています。

電話・メール
☎ 04-7141-2440
【メール】mitsui@grief-care.com
※不在が多いため、なるべくメールでご連絡ください。

「#いのち SOS 千葉カード」について

1. 概要

- ・ NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク（以下、ライフリンクという）の連携自治体のみに配布されているカードで、千葉県では松戸市のみに配布されている。
- ・ カードに掲載している QR コードをスマートフォン等で読み取ると、ライフリンクが運営する SNS 相談（LINE のアカウント画面）につながり、相談員が対応する。

「#いのち SOS 千葉」は、ライフリンクと連携協定を締結している自治体のみに与えられているアカウントで、ライフリンクが全国で運営している SNS（LINE）相談「生きづらびっと」とは別のアカウント

- ・ ライフリンクの相談員が、市で支援する必要があると判断した場合は、相談者の同意を得て、市の健康推進課に支援を引き継ぐことができる。
- ・ 裏面に記載の電話番号（フリーダイヤル）で、ライフリンクに電話相談することもできる。（なお、電話相談についての優先対応はない）

2. 配布対象

以下の項目のいずれかに該当する市民

- ①自殺未遂、自傷行為を行ったことがある
- ②自殺念慮や自殺をほのめかす発言がある
- ③精神疾患の診断を受けている
- ④支援の必要があるが、何らかの理由により支援に結び付いていない
- ⑤①～④にはあてはまらないが、自殺のリスクが高いと考えられる

*生徒、学生等の若者については、不調を訴えている場合や悩みがある様子があれば、上記にあてはまらない場合でも、積極的に配布する。

3. 配布についての留意事項

- ・ 関係機関等の職員より、別紙説明文と一緒に、カードを配布する。
対象者本人、家族等に直接手渡すことが望ましいが、対象者に会えない場合等は郵送等で渡すことも可能。
- ・ 「いのち SOS」という文言が、対象者に刺激を与えられる場合は、「皆さんにお渡ししています」等、言葉を添えて配布する。

4. 配布状況

- ・ 令和 4 年 11 月より関係機関等への配布を開始。
- ・ 現在までの配布数：令和 4 年度 1,402 枚、令和 5 年度 2,184 枚、令和 6 年度 4,850 枚

・配布方法

①「生きる支援相談窓口」の相談者の中で、対象となる方に配布

②関係機関から、対象者に配布

【カードを送付した関係機関】

庁内	男女共同参画課
	広報広聴課広聴担当室
	商工振興課
	地域包括ケア推進課
	生活支援課
	こども家庭センター
	子ども未来応援課
	子ども居場所課
	児童生徒課
	行政経営課いじめ相談担当室
市が委託する 相談窓口	中央基幹相談支援センターCoCo
	小金基幹相談支援センターおんぷ
	自立相談支援センター
関係機関	松戸警察署
	松戸東警察署
	松戸保健所（松戸健康福祉センター）
	中核地域生活支援センター（ほっとねっと）
	松戸市社会福祉協議会
	まつど地域若者サポートステーション
医療機関	千葉西総合病院
	新松戸中央総合病院

本人への説明文



「#いのち SOS 千葉カード」について

- ・カードに掲載している QR コードをスマートフォン等で読み取ると、「NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク」が実施する SNS 相談（LINE のアカウント画面）につながります。
- ※「#いのち SOS 千葉」は、ライフリンクと連携協定を締結している自治体のみに与えられているアカウントで、ライフリンクが全国で運営している SNS（LINE）相談「生きづらびっと」とは別のアカウントです。
- ・裏面に記載の電話番号（フリーダイヤル）で、ライフリンクに電話相談することもできます。電話相談の受付時間は、月・木曜日 24 時間、その他の曜日 6：00～24：00 です。

【#いのち SOS 千葉カードについての問合せ先】
 松戸市健康推進課 電話 047-366-7486